

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集

のぞみの園における強度行動障害への取り組み

第44号

平成 27 (2015) 年
4 月 1 日発行



のぞみの園 障害児通所支援センター「れいんぼ～」

“子どもたちがそれぞれの色で光り輝き、次のステップへの架け橋となる場所でありたい……” そんな願いを込めて名付けた障害児通所支援センター「れいんぼ～」です（平成25年4月1日開設）。児童発達支援・放課後デイサービスを行っており、現在71名（2015年2月13日）の子どもさんたちが通っています。のぞみの園の利用者や地域の人たちの散策コース、桜の季節にはお花見コースでもある生活道路に面している「れいんぼ～」の前には、ポンポン玉のように愛らしく咲く八重桜の並木があります（「れいんぼ～」の事業概要のご紹介は27ページに掲載しています）。



独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【理事長ごあいさつ】 02

のぞみの園における発達障害関連事業の展開
＝行動障害のある人たちの支援ニーズへの確に对应＝

【特 集】

のぞみの園における強度行動障害への取り組み 04

- 強度行動障害支援者養成研修のプログラム作成の経過と今後
- のぞみの園における行動障害の著しい利用者の有期限利用について
～入所相談から初期のアセスメントと環境調整～
- 行動障害のある利用者の支援の実例
～講師派遣等で伝えているポイントを中心に～
- 進化している日常生活用具：頭部保護帽の進化と活用事例
(身体拘束の配慮を含め)

【養成・研修】 12

- のぞみの園福祉セミナー 2015
～福祉サービスを必要とする罪を犯した
知的障害者の地域生活支援に向けて～Part7を開催

【実践レポート】 15

- 利用者の変化に合わせた支援の調整
～支援変更のきっかけから情報の共有に焦点をあてて～
- コラム ゆうあいフェスティバルに参加して

【調査・研究】 20

- 施設入所支援を活用した精神科病院の退院の促進に向けた取り組みについて（実態調査）
- 相談機関における障害者虐待の認知状況に関する調査

【臨床の現場から】 24

- こどものメンタルヘルスケアについて
～臨床実践からの所感～

【共に生きる】 26

- 第29回 あすなろ祭に参加して
- コラム 第18回 群馬県きのこ品評会について
- 障害児通所支援センター「れいんぼ」の概要
- ふれあい香りガーデンだより

【INFORMATION】 29

- I 強度行動障害支援技術者養成研修（国研修）
- II 強度行動障害支援実践・事例研修会
- III 矯正施設等を退所した知的障害者支援研修
- IV 国立のぞみの園福祉セミナー
- V 国立のぞみの園医療・福祉セミナー
- VI のぞみの園支援者養成現任研修

のぞみの園における ＝行動障害のある人

のぞみの園は、平成15年10月に独立行政法人に移行して以来、障害のある人たちの自立を総合的に支援することを目的として、①総合福祉施設及び診療所による福祉・医療サービスの提供、②障害福祉施策の推進に資する調査研究、③障害福祉に従事する人材の養成研修、以上3つの事業を一体的に推進してきています。

福祉・医療サービスの対象者の多くは、法人の名称にもあるとおり、重い知的障害のある人たちですが、これら対象者の中には自閉症などの発達障害のある人も少なからずみられるとともに、今回特集を組んでいる「強度行動障害」と呼称されている著しい行動障害のある人については、知的障害の軽重にかかわらず発達障害の視点からの支援が不可欠です。

また、平成17年4月から発達障害者支援法が施行されていますが、発達障害のある人たちの支援のために、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の制度横断的な連携協力と、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備が喫緊の課題となっています。

このため、のぞみの園では、知的障害のある人たちの対象とする事業に軸足を置きながらも、知的障害、発達障害、精神障害と縦割りにすることなく、あくまでも障害のある人たちの支援のニーズに的確に 대응することを基本として、以下で紹介するような発達障害関連事業にも積極的に取り組んでいます。

専門外来の開設

そもそも、のぞみの園は、独立行政法人に移行する前から、地域の発達障害のあるお子さんなどを対象として、精神科医と臨床心理士がチームを組んで、行動障害の改善のための心理治療を行い、保護者をはじめ関係機関の職員や学校関係者などからの相談に応じる専門外来を開設していました。平成21年度からは児童精神科の専門医を常勤で配置できるようになり、専門外来の受診件数は従前の年間1000件程度から2000件を超えるような状況が続いています。

行動援護

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害福祉

発達障害関連事業の展開 たちなどの支援ニーズへの的確に対応＝

理事長 遠藤 浩

サービスの一つとして、重い自閉症や行動障害のある人たちなどの地域生活を支援し、社会参加を促進するための「行動援護」が定められました。その全国的な普及とサービスの質の確保に寄与するため、行動援護従業者の養成研修事業に取り組みました。厚生労働省の研究費補助金を受けて都道府県研修のプログラムとテキストを作成するとともに、都道府県研修の指導者養成のための国研修を9都道府県で13回開催し、その修了者数は1000名を超えました。

著しい行動障害を有する人のモデル的支援

平成20年度からは、入所利用者の新規受入を、著しい行動障害を有するなどのために支援が困難な人に限定して開始し、モデル的支援を実践しています。受け入れた入所利用者の中には、知的障害は中軽度であるものの、自閉症その他の発達障害があり、著しい自傷他害行為や器物損壊行為があったため精神科病院に入院し、その行動特性から退院後の行き先が見つからない人、あるいは、入退院を繰り返す人も含まれています。

強度行動障害支援者養成研修

平成25年度からは、厚生労働省の新規施策として、強度行動障害支援者養成研修が実施されることとなりましたが、この養成研修事業は、障害福祉サービスの従業者全てを対象とするものであり、サービス管理責任者又はサービス提供責任者となるには、都道府県が行う強度行動障害支援者養成研修をあらかじめ修了することが望ましいとされ、行動援護サービスの従業者については研修必修化の方向で検討されていたという点で、行動援護の場合より大がかりな仕組みの養成研修事業でした。

厚生労働省の要請により、のぞみの園は、行動援護の場合と同様に、厚生労働省の研究費補助金を受けて都道府県研修のプログラムとテキストを作成するとともに、都道府県研修の指導者養成のための国研修を開催することとなりました。

平成25年10月に113名の参加を得て第1回国研修を開催しました。平成26年度は、基礎研修と、指導的役割を担う支援者を対象とする実践研修との2段階の研修として実施されることとなり、平成26年7月に110名の参加を得て基礎研修を、また、10月に125名の参加を得て実践研修を開催しました。これら国

研修の参加者は、いずれも都道府県から推薦された人たちでした。

都道府県研修の修了者については、障害福祉サービス等報酬の平成27年度改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件とされたことから、これから都道府県による基礎研修と実践研修の実施が本格化していくことが予想されます。

児童発達支援・放課後等デイサービス

同じく平成25年度からは、のぞみの園診療所の専門外来の受診者の中には、家庭や生育歴に問題があり、通所による療育支援が望ましいお子さんも少なからず含まれていることに対応して、就学前のお子さんを対象とする児童発達支援事業と、学校に通う生徒さんを対象とする放課後等デイサービス事業を、それぞれ1日の利用定員10名で開始しました。

上述のように、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備が喫緊の課題となっていることから、就学前から学齢期、思春期を通じて支援を提供し、一般就労や成人を対象とする福祉サービスにつなげるための事業です。本年2月現在の登録児童数は、児童発達支援34名、放課後等デイサービス37名に達していますが、まだまだニーズは高い状況にあります。



昨年5月に「発達障害の支援を考える議員連盟」（超党派で150名を超える衆参の議員が参加）の会合に呼ばれ、のぞみの園における発達障害に関する取り組みを説明する機会がありましたが、何人もの議員の方から一層力を入れて取り組んでほしい旨の激励のお言葉をいただきました。

発達障害者支援法が施行されて10年が経過し、発達障害のある人たちへの支援策は着実に推進されてきましたが、福祉の分野に限っても、実際の支援ニーズの高さに比べて、障害特性を踏まえた福祉サービスの提供体制は全国的に不十分な状況にあります。のぞみの園としては、引き続き発達障害関連事業に取り組んでまいりますので、全国の関係者の皆様におかれてはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

強度行動障害支援者養成研修のプログラム作成の経過と今後

研究部長 志賀 利一

のぞみの園では2年間にわたり、強度行動障害支援者養成研修のプログラム開発ならびに指導者研修（国研修）を実施してきました。この研修については、今年度より改定される障害福祉サービス等の報酬改定において、いくつかのサービスの要件として記されています。研修の重要性が今後さらに高まります。のぞみの園では、今後もプログラム内容の検討や研修の効果などに関して引き続き調査・研究を続けていく予定です。

このレポートは、これまで2年間、どのような方針・体制で研究事業を進めてきたかを紹介するものです。研修のスキームやカリキュラム内容については、バックナンバーをご確認ください（のぞみの園ホームページに掲載されています）。

研修プログラム作成に向けての取り組み

研修プログラム作成に際して、私たちは当初より、4つの大きな課題に挑戦することが求められていました。

- ①過去 25 年間の強度行動障害者支援の研究成果を活かす
- ②研修の対象は居住、日中活動、居宅、相談支援とあらゆるサービス体系の従事者とする
- ③行動援護従業者養成研修のプログラム内容を網羅する
- ④強度行動障害者に対する適切な支援

のモデルを提示することで虐待予防につなげる

そして、のぞみの園では、事務局として、これらの課題に以下の4つの方策で取り組んできました。

1・事業の実施体制

本事業は、右の表の2つの委員会を設置し、この委員会の議論を元に進めてきました。プログラム作成委員会は実践経験豊富な委員により構成され、主に、①受講者を想定した講義・演習の内容の組み立てと時間配分の検討、②指導者研修

プログラムの実施と評価、③研修テキストの作成を担いました。研究検討委員会はこの分野の現状と歴史的経過に関する造形の深い有識者により構成され、①強度行動障害者支援の研究成果との整合性、②現在あるいは将来の制度上の位置づけの協議、③強度行動障害者支援の質を底上げする戦略といった視点から、様々な問題点の指摘や意見交換が行われました。

委員会の設置前には、強度行動障害者支援の実践的な研究を長期に渡り取り組んできた弘済学園、おしまこロー、旭川荘を訪問し、現状と問題意識について意見交換させていただき、さらに、自閉症協会の役員・会員、特別支援教育関係機関者、行動援護従業者養成研修において重要な役割を担っていた人たちなど、多くの情報を元に本事業の論点や目指すべき方向に関する助言をいただきました。

2・現実的な研修の運営方法

この研修は当初より、行動援護従業者養成研修とカリキュラムの互換性を持たせる必要がありました。そうすると、知的障害などの支援の実務経験が1年あれば学べる内容であることが前提になります。さらに、多くの受講者が意欲的に参加できる時間配分、少人数のグループワークを中心とした演

表 強度行動支援者養成研修のプログラム開発のための2つの委員会

研究検討委員会		プログラム作成委員会	
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク	青山 均	セイフティーネットプロジェクト横浜
井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科	大友 愛美	こころりんく東川
牛谷 正人	社会福祉法人グロー	川西 大吾	旭川荘・いづみ寮
大塚 晃	上智大学総合人間学部	桑原 綾子	ライフサポートここはうす
大屋 滋	千葉県自閉症協会	中野 喜恵	はるにえの里・ボスール
高橋 潔	財団法人鉄道弘済会	中村 公昭	横浜やまびこの里・東やまたレジデンス
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会	中村 隆	共栄福祉会・若久緑園
藤村 出	特定非営利活動法人 SUN	西村 浩二	広島県発達障害者支援センター
松上 利夫	社会福祉法人北摂杉の子会	林 克也	国立障害者リハビリセンター学院
		藤井 亘	特定非営利活動法人みらい
		本多 公恵	滝乃川学園・地域支援部
		安田 剛治	ぐんぐん

事務局：志賀利一・村岡美幸・五味洋一・信原和典・田口正子・布施由起・間島由希子（のぞみの園）

習、グループが打ち解けるオープニングなど、研修運営上のノウハウについても何度も議論しました。

講義・演習が入り組んだ研修スケジュールは、「研修の全体像が見えない」「事後の学習や振り返りが難しい」などのリスクがあります。そこで、研修内容をいつでも振り返ることができる、全体を網羅した比較的厚重的なテキストを作成することとしました（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト）。

都道府県研修では、地域によって 100 人あるいは 200 人規模の運営が求められます。そこで、グループワークにはファシリテーターを配置しない運営方法を採用しました。研修の準備段階では、運営スタッフ間で頻繁に情報交換する必要があります。大人数の運営スタッフが必要になると、事前の準備に過剰な負担がかかります。私たちは、講師・スタッフが 5～6 人でも運営できる指導者研修を企画し、開催してきました。

3・指導者研修実施とカリキュラム調整

強度行動障害支援者養成研修の内容は、学術的な理論だけでなく、支援の現場で生まれた経験則やノウハウがかなりの割合存在します。それゆえ、指導者研修を受講した人が、都道府県研修を実施するにあたり、ある程度、自らの実践経験を踏まえ、講義や演習を企画・運営するものと考えられます。しかし、自治体単位で研修内容にあまりにも大きなばらつきがあることは、決して良いことではありません。

そこで、強度行動障害支援者養成研修では、基礎研修ならびに実践研修における標準カリキュラムを定めています。必須科目と時間数、さらに各科目の詳細な項目のサンプルも示しました。このカリキュラムは、①指導者研修のプログラム作成の前段階で第 1 案を提示、②プログラム作成段階で微調整、③指導者研修実施後の反省・調整の過程を経て作成しました。基礎研修における受講者用テキストと合わせ、ある程度統一感のある都道府県研修の開催を目指した取り組みです。

4・サポートデスク設置

のぞみの園研究部に、①都道府県研修開催の援助、②都道府県研修の実績の把握、③都道府県研修実施後の評価や課題の整理などを行う、サポートデスクを設置しました。都道府県研修の運営スタッフや講師、事務局の生の声を聞き、意見

交換を継続して行うことで、より良い研修に向けての改善に繋がると考えています。現在は、電話やメールを中心とした 1 対 1 のやり取りが中心です。次年度以降、新たな方法も検討していきます。

今後の研修の普及に向けて

平成 26 年度の都道府県研修の実施状況（平成 27 年 2 月末時点：推計数含む）は次の通りです。

基礎研修開催自治体：31 都道府県（34 回開催）

基礎研修修了者数：2,911 人

平成 25 年度に 3 県 234 人の修了者が出ていますので、平成 26 年度と合わせると基礎研修修了者が 3,000 人を超えました。平成 27 年度は、さらに多くの都道府県で、基礎研修ならびに実践研修の開催が予定されています。

今年度の報酬単価改定において強度行動障害支援者養成研修の位置づけが明記されました（行動援護や重度訪問介護における「行動障害支援指導連携加算」の新設、障害者支援施設、グループホーム、短期入所における「重度障害者支援加算」の見直し）。平成 26 年 4 月時点で、行動援護や重度障害者支援加算等の対象者は 3 万人弱です。経過措置が 3 年間あるものの、サービス提供や報酬上の加算の要件となる強度行動障害支援者養成研修の受講ニーズは高まると思われます。もちろん、加算などに関係なく、事業所などのサービスの質の向上を目的に受講する人もいるはずで、今後しばらくは、全国で少なくとも年間 5,000 人程度の受講希望があると見込まれます（人口 100 万人の自治体で 40 人規模）。

4 日間の本研修を受けたからといって、強度行動障害者支援のエキスパートになれるわけではありません。研修内容を理解し、基本的な知識を身につけることで、支援チームの一員に加われるレベルだと考えた方が現実的です。

強度行動障害支援の本当に目指すべきゴールは、はるか先に存在します。障害特性に配慮した環境整備を行い、安心して新たな挑戦ができる生活を強度行動障害のある人と一緒に考えられる支援チームが全国のあらゆる地域に存在することが本当のゴールです。そこに到達するには、乗り越えるべき課題がたくさんあります。全国で多くの人が受講する強度行動障害支援者養成研修が、本当のゴールに向けての確実な一歩になることを願い、のぞみの園では今後も様々な調査・研究ならびに支援の実践を積み重ねていく予定です。

のぞみの園における行動障害の著しい利用者の有期限利用について ～入所相談から初期のアセスメントと環境調整～

研究部研究課研究員 相馬 大祐

当法人では、精神科病院に入院経験のある行動障害の著しい利用者の有期限利用について、2010（平成22）年より実績があり、すでにニュースレター第38、40号にて報告しています。当法人を利用している精神科病院に入院経験のある有期限利用者（以下、有期限利用者）は退所した人も含めると、8人にのぼります（表1）。しかし、本号の調査研究にて紹介しているように、全国的には精神科病院からの退院事例を受け入れている障害者支援施設はそう多くないのが現状です（P20）。そこで、本稿では入所相談から受入れ3ヶ月程度までの期間に焦点を当て、当法人における取り組みを紹介します。

表1 精神科病院に入院経験のある有期限利用者の受入れ状況

事例no	性別	障害支援（程度）区分	入所日	退所日
A	女	5	2010年3月	2012年5月
B	女	4	2012年1月	2013年7月
C	男	4	2013年2月	未定
D	男	4	2013年7月	未定
E	女	6	2014年3月	未定
F	女	5	2015年2月	未定
G	男	6	2015年3月	未定
H	女	6	2015年3月	未定

■受け入れの流れ

実際に3ヶ月程度生活していただくまでの流れとしては、①入所相談、②情報収集、③初期アセスメント、④受け入れ前の環境調整、⑤受け入れ後の環境調整の5つの時期に区分されます。具体的には、上記の8人の場合、入所相談後、多方面からの情報収集を実施し、得た情報から初期アセスメントを行い、自閉症者への構造化した支援を提供する特別支援寮（あじさい寮・かわせみ寮）での環境調整を検討した後、受け入れに至っています。それでは、それぞれの時期の内容について見ていきましょう。

■入所相談

有期限利用者の入所相談の相談者は多様です。保護者、市

町村の職員、支援機関の職員等が主に挙げられます（表2）。基本的にはこの段階で、精神科病院にどの程度入院している方なのか、障害特性はどのようなものがあるのかなどを聞き、今後の情報収集に役立てます。また、この取り組みは有期限・有目的が原則であり、他都道府県から入所する方も多くいます。そのため、相談者が退所に向けた重要なキーパーソンとして位置づきます。

表2 主な相談者

相談者	事例
保護者	C
行政職員	A、E、F、G
支援機関職員	B、D

■情報収集

情報収集の方法は事例によって異なるわけではありません。主に情報収集をする際のポイントは、①複数の関係者に「ワークシート」を記入してもらう、②直接本人に会う、の2点になります。

① 複数の関係者に「ワークシート」を記入してもらう

情報収集に当たっては、受け入れる特別支援寮が作成した「ワークシート」を本人の関係者に記入してもらっています。「ワークシート」の項目は多岐にわたり、好きな食べ物や嫌いな食べ物、生活上の注意点（睡眠、食事、排泄など）、本人の能力（認知、身辺処理など）、構造化した支援を受けている場合はどのような支援なのかなどがあげられます。ここで大切なことは、なるべく複数の関係者に作成を依頼することです。家族と支援機関では、見ているポイントが異なります。また、支援機関といっても、福祉の視点か医療の視点かによっても異なります。なるべく多くの人から情報を得よう努めています。

② 直接本人に会う

また、紙だけの情報だけではなく、入院している精神科病院を訪問し、今後直接支援する職員が本人に会うようにしています。時には画面越しでしか、本人を確認することができ

ないこともあります。書面で想像するよりも、本人に実際に会うことで分かることはたくさんあります。

このほかに、必要によっては保護者、支援機関への聞き取り、本人が生活していた施設やグループホームの見学などを行っています。このように情報をできるだけ収集し、初期アセスメントに役立てています。

■初期アセスメント

初期アセスメントは、利用者の受け入れ日の前に実施しています。基本的には、担当者を決め、収集した情報をまずは担当者1人がアセスメントします。その後、他の職員も交えてグループで担当職員が作成した資料をもとにアセスメントを実施します。複数の職員でアセスメントすることで、多くの気づきが生まれます。

例えば、Bさんの受け入れに当たっては、支援機関、母親に「ワークシート」の記入の依頼をし、その他に日中活動場の見学も実施しました。これら集めた情報から初期アセスメントを実施し、「本人は父親を1番と考えているようだ」「パニックや暴力の原因は自分の希望どおりにいかないことにあるようだ」「本人の能力にあった情報提供が必要のようだ」と考えました。そこで、支援者は入所前に入所生活のルールを伝える必要があると判断しました。その際、上記の初期アセスメントの結果を踏まえ、①紙にルールを書いて確認できるようにする、②何日から何日までという表現ではなく、〇歳になったお正月までというように本人に分かる表現にする、③父親に伝えてもらうといった対応を考え、実行しました。

■受入れ前の環境調整

初期アセスメントを受け、受け入れ前の環境調整を行います。基本的な視点としては、①居室をどこにするか、②食堂の席と食堂に入る順番をどうするか、③日中活動の内容と作業スペースをどうするか、④入浴の順番と曜日をどうするかといった基本的な生活スタイルのものがあげられます。また、この他の視点として、⑤居住環境の構造化、⑥自立課題、⑦スケジュールなども含めて、検討しています。

実際のアセスメントから環境調整の内容をDさんの事例を通して見ていきます。表3はDさんの情報収集から初期アセスメント、受け入れ前の環境調整の流れをまとめたものです。例えば、職員を評価し、嫌いな職員に攻撃的になるという情報をもとに、特別支援寮の職員は職員間の支援が統一されて

いないのが原因ではないかと考え、受け入れ前から、職員の対応の統一を図りました。また、昼過ぎに起きて、特段活動もしていないという情報から、一定の生活リズムの確立が必要だと考えました。そのため、スケジュールを提示するだけでなく、強化子を細かく導入することを考えました。朝の決められた時間までに起きることができたら、強化子がもらえる、日中活動の場に行った場合も強化子がもらえるといった具合です。

表3 Dさんの情報収集から初期アセスメント、環境調整の流れ

	職員への評価	生活リズムの確立
情報収集した情報	職員を評価し、嫌いな職員に攻撃的になる	入院前は昼過ぎに起きて、ぶらぶらしていた
初期アセスメント	職員間の支援が統一されていないのが原因では?	一定の生活リズムの確立が必要なのは?
受け入れ前の環境調整	職員の対応の統一を図る	スケジュールの提示と強化子を導入する

■受け入れ3ヶ月後までの環境調整

このように、情報収集を徹底し、初期アセスメントをグループで行い、受け入れ前の環境調整を行っています。しかし、すべての環境調整がうまくいっているわけではなく、修正や新たに行うことが必要な場合も多くあります。例えば、先ほど紹介したCさんは、上記の2つについての環境調整はうまくいきました。しかし、職員と会話したいという要求を強く表明したので、毎日職員と会話する時間を一定時間設けることにしました。また、集合時間の5分前にもかかわらず、ゲームを始めるなど、時間の理解が難しいことが分かりました。そのため、タイムタイマーを導入しています。このように、受け入れた後にする環境調整も多くあります。

■まとめ

以上、当法人で実施している行動障害の著しい利用者の有期限利用について、入所相談から受け入れ後の環境調整まで説明してきました。実際の支援は、受け入れ前の環境調整と受け入れ後の環境調整に集約されますが、どのような環境調整を行うか考えるためには、初期アセスメントとその根拠となる情報の収集が大切になります。いかに多くの情報を得られるかが生命線と言っても過言ではないでしょう。当法人ではこれらを一貫して特別支援寮の職員が実施していることが大きな特徴といえます。

行動障害のある利用者の支援の実際 ～講師派遣等で伝えているポイントを中心に～

生活支援部生活支援課あじさい寮副寮長 田口 正子

1. はじめに

あじさい・かわせみ寮は、行動障害および自閉症の利用者を対象とする特別支援寮です。平成 17 年の「あじさい寮」開設時には男女混合寮でスタートしましたが、平成 21 年 12 月に「かわせみ寮」が開設され、「あじさい寮」を女性寮、「かわせみ寮」を男性寮として、2つの寮で行動障害および自閉症の利用者を対象とした支援を行っています。

平成 22 年 3 月より、著しい行動障害などを有する者や精神科病院に社会的入院などを行っている者について有期限の受け入れを行っています。平成 25 年度からは当法人による強度行動障害支援者養成研修に合わせ、当法人のフィールドを活用して知的障害者施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（行動障害者支援コース）として、あじさい寮、かわせみ寮で実務研修の受け入れも行っています。また、当法人に障害者支援施設などから行動障害者への支援についての問い合わせや講師派遣の要請も多くいただき、その要請内容に応じて、あじさい寮、かわせみ寮の支援員を講師として派遣しております。

その際には、支援の現場の職員として、寮の開設時からの経緯や失敗談を含め、TEACCH プログラムの手法や視覚的な支援を用いた「あきらめない支援」の4つの基本戦略と継続的なアセスメントを中心に、日々のエピソードや障害特性を踏まえた支援の現場でのさまざまな取り組みについて紹介させていただいています。

2. 4つの基本的な支援

①居住環境の構造化

○居住の場における混乱防止のための支援

居住環境や生活空間には、私たち支援員には気にならないことでも、自閉症や行動障害をもつ利用者にとってはたくさんの環境上の刺激が存在しています。例えば、扇風機やテレビのコードを見つけると引き抜いてしまう、食事中に窓の外で風に揺れる木の葉の動きに気を取られ食事が進まない、窓から居室内を見て、シーツや布団が乱れていると直さずにはいられない、物の置き場を気にして、自他の区別なく自分が納得するように移動してしまうなど、気になるものに利用者の関心は引かれてしまいます。そのため、利用者のこだわりが増し、支援員によって行動を制止された場合には、ストレスから自分の腿や頭を叩く、腕を噛む、周囲の人を叩き突き飛ばす、物に当たるなどトラブルの要因になっていました。そこで、環境の整備を図る対応として、コードが見えないようにカバーをつけ、窓に目隠しシートを貼り余分な刺激を排除し、物の位置を写真や文字で視覚的に提示しました。

このように環境上の刺激を減らし生活環境を整えたことで、こだわりが軽減し落ち着いて生活できるようになりました。また、食堂や玄関など、利用者が集まる場面ではトラブルが発生しやすいので、食事や日中活動の前に自立課題（最初から終わりまで可能な限り自分一人で完了できるように設計された課題）を取り入れ、時間差を作り、利用者の動線が重ならないような配慮をしています。

②日中活動

○居住の場から離れ、安定した活動を行い、自尊心を高める支援

日中活動は、あじさい・かわせみ寮から歩いて7分程度のところにある「すまいる工房」に通っています。基本的には生活の場と日中活動の場を分けていますが、「すまいる工房」に通えない場合は、生活寮で作業や自立課題を行い安定した活動ができるように配慮しています。「すまいる工房」では主にDVDのクリーニング作業（シール剥がし）をしていますが、作業工程を課題分析し、10工程に分け、1人ひとりに適した作業内容を提供しています。作業内容や作業量は様々ですが、それぞれの作業机には、その人に合わせた作業量が用意され、帰寮時間はタイムタイマーやキッチンタイマーなどをセットし、「何を・どれくらい・いつ終わる・終わったらどうする」ということを、視覚的に伝えて見通しが持てるように日中活動の環境を整えています。また、意欲の向上を図るために利用者にあった報酬も設定しています。

③余暇活動

○居住の場における余暇支援としての自立課題の設定

本来余暇というのは、個人の興味・関心に基づき、自らが楽しめる、あるいはリラックスできる活動です。テレビや音楽を聴き雑誌を見て過ごす人もいますが、重度の知的障害者は余暇を自分で作り出すことは難しく何をすればよいのかわからず、ただ歩き回ることが増えて動線も重なり、トラブルが続出する不安定な時間になりがちです。そのため、具体的な活動として、1人で始めて終わることができる自立課題を食前や食後に提供しています。やるべきことを明確にし、短時間でできるものでも組み合わせることで余暇時間の調整も図れ、自信をもって安心して過ごすことができる時間になっています。

④スケジュールの提示

○見通しを持ち安定した生活を送るためのスケジュールの設定

人はすべき行動や活動があって、はじめてスケジュールを立てることができます。しかし、自分でスケジュールを組み立てることが苦手で、一日の流れや次の活動がわからないこ

とで混乱する利用者については、視覚的な写真カードや文字カードを使って、次の活動や午前・午後、一日の流れをその人の理解の仕方に合わせた方法（めくり式、持ち運び、確認用に居室にスケジュールボードを設置するなど）でスケジュールを提示しています。これにより見通しを持つことで活動への意欲や安定した生活に繋がっています。

3. 統一した支援をするために

自閉症や行動障害等をもつ利用者の混乱を少なくするためには、上記の4つの基本的な支援を基本とした、統一した支援が必要となります。支援者がそれぞれの勝手なやり方で支援している場合は、利用者がどうしたらよいのか分からなくなってしまうからです。当法人は入所施設であり生活支援員は変則勤務ですので常に同じ生活支援員が支援するわけではありません。統一した支援により、誰が支援しても同じ結果になるように、支援会議を開いて現状把握や支援方法のすり合わせを行っています。支援の変更や新しいことを導入する時には、理由や目的、方法や実施日、取り組み期間の周知徹底を図っています。支援会議により決定し、新たにスタートした支援方法については、いつでも、誰でも、同じ方法で支援を行うというのが私たち支援者側のルールです。利用者と支援方法についての契約がスタートしたものと考えています。ただし、支援経過については必ず記録を取って検証し、再アセスメントにより支援の修正を行っています。このように統一した支援は、行き当たりばったりの支援ではなく、ルールを守りPDCAサイクルを繰り返しながら確認し継続されていきます。

4. 記録

記録を取る目的は、支援に必要な情報を集めることです。日々、種々の記録を取っていますが、障害特性を理解し、支援をするためにはどのような事実の把握が必要なのか、どのような情報を共有する必要があるのかなど、適切なサービスを提供するためには何を知らなければならないかを考えて記録をとることが大切だと考えています。これが曖昧になると、何をどう観察して記録すれば良いかがわからなくなってしまいます。また、実際に支援を開始してからは、それが上手くいっているかどうかを、繰り返しチェックしながら記録していくことも大切なことです。

5. おわりに

自閉症や行動障害をもつ利用者については、問題となる行動ばかりが気になり、その行動を何とかしなくてはいけないと考えがちですが、行動上の問題は周囲との相互作用によって起こります。取り巻く背景や全体像を見る必要があります。大切なことは、利用者の視点に合わせた支援を考えることです。

コミュニケーションが苦手な、その行動が本人の不満や欲求などの意思伝達の方法が上手くできないことに対するもどかしさの表現だと考えると、困った人ではなく、困っている人ということがわかると思います。どんな障害特性や特徴があるのかを理解し、それぞれの認知や理解のレベルや理解の仕方に合わせて具体的に示し伝えることで安心できることが増え、問題行動が軽減できると考えて日々の支援を行っています。

10周年記念紀要の掲載について

平成15年10月に、独立行政法人として衣替えしたのぞみの園も、すでに10年が経過しました。平成25年度は、いくつかの記念事業を行いました（記念セミナー、10周年誌、就労支援事業の新規オープン他）。そして、その最後がこの10周年記念紀要の発行です。

下記のアドレスに10周年記念紀要の全文が掲載されています。毎年、発行している研究紀要と異なり、「大作」の論文が中心です。2段組でページ数を減らしましたが、138ページあります。ファイルサイズはかなり大きいので、携帯端末ではなく、パソコンでダウンロードすることをお勧めいたします。

http://www.nozomi.go.jp/publication/PDF/kiyou_10year_all.pdf

（論文1）国立コロニー開設に至る道のり……遠藤浩（36ページ）

のぞみの園の歴史を中心に、私たちの国の戦後の知的障害者福祉の経過を、詳細な資料をもとにまとめたものです。推測や記憶に頼る歴史経過ではありません。現在に繋がる、さまざまな制度や組織が、どのような経過で誕生したのかもわかります。

（論文2）認知症の知的障害者：アセスメント・診断・治療および支援の手引（日本語版）……認知症の知的障害者翻訳プロジェクトチーム（70ページ）

英国心理学会と英国王立精神科医学会が2009年に協働でまとめた資料をすべて日本語訳しました。翻訳の承諾の際に、コマーシャルベースでなく、広く広報して欲しいとの要望をうけ、この記念紀要に掲載しました。知的障害者の認知症に関する専門書としては、日本ではじめてのものだと思います。

（論文3）ふつうの暮らしを求めて：のぞみの園地域移行10年の軌跡……地域支援部（17ページ）

地域移行を事業の柱に据えてスタートした新しいのぞみの園の10年間の経過をまとめました。1970年代前半に、まさに全国から集まってきた人々たちを、「地元で」「地域で」をキーワードで取り組んだ、のぞみの園独自の実践です。

（論文4）のぞみの園における研究の足跡……研究部（11ページ）

過去10年間の間に、調査研究を推進する体制に向けて組織づくりを行い、知的障害者の福祉の支援に関する年代ごとの社会的なテーマを取り上げてきた短い歴史をまとめたものです。

その他、平成11年から現在までの福祉年表を資料としてつけました。

進化している日常生活用具:頭部保護帽の進化と活用事例（身体拘束の配慮を含め）

研究部研究課研究員 信原 和典

頭部保護帽（以下、保護帽）とは、「転倒の衝撃から頭部を保護するため」に使用するもので、帽子のように被るタイプ、ボクシングのヘッドギアのように頬まで覆うタイプなど、様々なタイプがあります。てんかん発作がある方や、脊髄損傷や頸椎損傷の後遺症などにより体幹（頸部、胸部、腹部及び腰部）に機能障害がある方など転倒の可能性が高い方が主に使用されています。またその他に、使用されている人数は少ないですが、外部からの継続的な衝撃（自傷行為）から頭部を保護するために保護帽を使用されている方もいます。

進化している保護帽

「革製の頑丈な作り」、「革製のため洗うことができない（濡らしたタオルを固く絞って汚れを拭き取る程度）」、「通気性が良くないため頭部が蒸れる」。これまでの保護帽にはこうしたイメージがあったと思います。実際に革製保護帽を使用されている本人や関係者からも、「軽いモノを」、「蒸れないモノを」そして「気軽に洗えるモノを」といった要望が聞かれていました。そうした意見を参考に現在の保護帽には、スポンジ素材やメッシュ生地、ナイロン生地などが使用されています。またタイプによっては直接洗濯機で洗える保護帽もあり、軽量化と通気性、そして衛生面が大幅に改善されています。

当法人では保護帽の制作を、同じ群馬県高崎市内にある「株式会社高崎義肢」にお願いしています。破損時の修繕や改良などについても相談し、対象者のニーズや生活様態に合わせて制作していただいています。右の写真は、高崎義肢に制作していただいた保護帽の一例です。素材や機能、形状など、様々な保護帽について少しご紹介したいと思います。

- ▶ 前方へ転倒される方への保護帽【写真1】
前方バーを設置し、勢いよく前方に転倒したときでも顔面を保護できるよう設計されています。
- ▶ 紫外線障害予防機能のある保護帽【写真2】
前面クリアプラスチック部分に紫外線カットフィルムを貼り、目や顔面へ受ける紫外線量を大幅に軽減しています。
- ▶ より衛生面を考慮した保護帽の試作【写真3】
直接頭部に当たる部分とベースとをマジックテープ式にし、簡易に取り外し（洗濯）ができるようになっています。
- ▶ カジュアルな保護帽【写真4】
一般の保護帽の上から被ることが出来る帽子タイプの保護帽です。関係者の要望から制作されました。
- ▶ 目を強く突く方への保護帽【写真5】
前面クリアプラスチックと前方バーを設け、目に指が届かないよう設計されています。息での曇り軽減用の隙間や、怪

我予防の保護材を貼るなどの工夫がされています。

- ▶ 耳を強く叩く方への保護帽【写真6】
変形するほど激しく叩く自傷から耳を保護するため、覆うようにカバーを設けています。カバー部には穴が開けられ、聞こえを妨げないよう工夫されています。
- ▶ 額や頬、こめかみを強く叩く方への保護帽【写真7】
自傷部位を覆うように整形されています。より激しい自傷箇所へは、クッション材の増量などがされています。
- ▶ 異食予防の保護帽【写真8】
釘やクリップ、小型の電池など、身体への影響が強い異食がある方へ使用されていました（3年間）。

※この保護帽を着用されていた方は、以前は肘の可動域を調整する補装具を着用していました。しかし生活への影響があったり、自力でできることが狭まること、拘縮の危険性があることから、口部分のみを覆う補装具の使用となりました。



写真 様々な頭部保護帽（株式会社高崎義肢より提供）

自傷行為に対する頭部保護帽の活用事例

重度知的障害、自閉症、てんかんがあるAさんは、当法人を利用する直前の約3ヶ月間、服薬調整などのために精神科病院に入院していました。幼い時から自傷や他害（他者を傷つける行動）、器物破損などがあり、成長と共にそうした行動は強くなっていきました。そして先の入院時も多動や興奮、自傷（壁や床に頭を叩きつける、髪の毛を抜く）がおさまらず、胸四肢拘束の状態での生活だったそうです。

退院直後、利用開始当日から額や顎への自傷が見られました。額を強く床に叩きつける、額が割れて縫合、治療をしてもそれが気になり、床に叩きつける、手で患部を掻くといった行動が続き、中々傷は完治しませんでした。その間、物理的な環境調整や、余暇、作業内容の見直し、アトピー性皮膚炎からの皮膚の痒みへの対応など、Aさんの状態像や障害特性を踏まえた（生活全般に渡る）支援内容の見直しも行われていました。しかし突発的に起きる自傷を（他者が介入し）制止することで、他害や器物破損にも繋がっていました。利用開始後1ヶ月、ケガの治療と自傷から頭部を保護することを目的に、保護帽の使用を開始することとしました（写真）。

保護帽を使用して半年、顎への自傷がなくなり顎あてを外しました。更にその半年後、頭部への自傷もほぼ見られなくなりました。保護帽使用開始から1年、保護帽を外す方向で現在検討がなされています。



保護帽と身体拘束

障害者支援施設などにおいて、特に行動障害がある利用者の他害や自傷などの行動が起きた場合、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりするといった行動制限を行わざるを得ない場合があるかと思います。その際、「切迫性」「非代替性」「一時性」という3つの要件がある場合においてのみ、身体拘束が認められています。ただし上記3要件を満たす場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的に検討され、かつ身体拘束廃止に向けた取り組みが必須となります。Aさんの保護帽も当然身体拘束に該当するため、法人として右上図のような手続きを行っています。

Aさんの保護帽使用は、Aさんが望んで着用しているわけでも、また厳密にAさんから同意を得られたわけでもありません。しかし、本人の身体を保護する観点から、組織として有期限での保護帽使用の決定を行いました。そして身体拘束の記録の徹底、支援内容の見直しや調整を都度実施し、身体拘束廃止に向けての取り組みを継続的に行ってきました。

I・組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議において、組織として慎重に検討・決定を行います。その際「国立のぞみの園における緊急やむを得ない身体拘束に関する基準」に基づいて実施します。個別支援計画内には、身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由について明記します。

II・本人・家族への十分な説明

利用者本人への説明、および保護者への説明を行い、身体拘束に関する同意書に署名・捺印を頂いています。

III・必要な事項の記録

保護帽着用時は、毎日担当した職員が記録を実施します。また必要に応じ、その時の特記事項などを記載しています。

IV・身体拘束廃止に向けた取り組み

毎月の支援計画会議において、記録表等を参考に、廃止に向けた支援計画の見直しや変更を行います。また寮内において、適時支援方法の調整が行われています。

図 当法人における身体拘束への対応（Aさんの事例）

やむを得ず身体拘束を行う時もあるかと思いますが、しかし大切なことは、身体拘束について問題意識を持ち、改善・廃止に向けた取り組みを実直に行い、努力することです。あくまで、本人の快適な生活を最優先に考えた生活環境や支援の提供があり、その上での「やむを得ない」ことであることを強く意識しておく必要があります。

進化し続ける保護帽

- 保護帽に使用される素材や形状、メリットとデメリット
- 保護帽の形状にあった制作の留意点

（例：前方バーを設けている保護帽の場合、被る際に耳を痛めないよう、通常よりも緩めに設計する）

- 直接皮膚に触れる部分は特に衛生面に留意すること
- 生活への支障を可能な限り少なくする

上記の内容は、高崎義肢の義肢装具士の方から「保護帽の制作過程について」伺った内容の一部です。その中で、「私たちの仕事は『こういった機能があれば』、『こういった保護帽が欲しい』といった、ご注文者のイメージを形にすることだと思っています」といわれていたことがとても印象に残っています。

これまでの保護帽は、使用している本人や関係者、相談者の様々な依頼や思い（切実な願い）から、素材や形状など様々な改良がなされてきました。そしてこれからも、「こういった機能が欲しい」、「こんな保護帽が欲しい」という思いを義肢装具士の方や販売業者の方に相談していくことで、思い（＝イメージ）が形になっていくのだと思います。

のぞみの園福祉セミナー 2015

～福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～Part 7を開催

地域支援部社会生活支援課社会生活支援係 飯塚 浩司

平成 27 年 2 月 5 日(木)～6 日(金)に高崎シティーギャラリーコアホールにて「のぞみの園福祉セミナー 2015～福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～Part 7」が開催されました。今回のテーマは「福祉はどう応えてきたかそしてこれから」というものです。



などと相違がある。そのことを踏まえて自分たちの価値観、考え方や専門用語を一旦捨てて何度も顔を合わせ、一緒に考えることで相手を知ることができ、司法と福祉の力が合わさることで、人権を守り、権利を実現する可能性が広がると話されました。また司

法に関わる福祉職の支援活動に求められることとして、①コミュニケーション能力（聴き上手）、②アセスメント能力（当事者がどんな人柄であり、何を求めているのかを正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているのかを本人と確認しながら行う。またアセスメントの結果は当事者に返すことが大事）、③つなげる力（信頼できてお互いを理解すること）などが必要であると話されました。

次に「司法と福祉」福祉の自立性と司法との連携と題して、基調講演に引き続き加藤氏と立命館大学准教授の森久智江氏、当法人参事の水藤昌彦氏による鼎談が行われました。

鼎談のねらいとしては司法と福祉の連携による支援開始から一定の時間が経過し支援に関わる人の対象が広がってき



1 日目は、当法人の遠藤浩理事長の主催者挨拶の後、日本福祉大学名誉教授の加藤幸雄氏による「司法の期待に福祉はどう応えるのか？司法福祉を理解する」と題した講演が行われました。加藤氏は弁護士あるいは裁判所の依頼に基づき、被告人の判決前調査や少年の付添人活動を行っている立場から司法福祉について話されました。

講演の中で司法と福祉による問題解決にはそれぞれ限界があるが、協働することにより問題解決の幅が広がる。そのためには司法と福祉の相互理解が必要であるが、それぞれの基本原理として司法は「保安、治安」に対して福祉は「生活支援」、基本機能では司法は「社会の安全」に対して福祉は「自立援助」



ました。そのことによって刑事司法領域からの期待と福祉はどう応えてきたか、そしてこれからどこへ向かうべきかということで、水藤氏の司会進行で司法福祉、刑事法のそれぞれの領域から事前の事務局作成の質問形式で議論が行われました。まず始めに「どのような福祉支援が必要とされているのか」の質問に対して加藤氏から「刑事政策的には再犯防止でも福祉の立場からは真っ当な人生と社会生活支援という観点が必要である。また犯罪をしている時は本当の彼ではないという発想の転換が必要」。森久氏からは「本人が生きたいと思える人生を生きるために必要な支援を行うことで結果的に犯罪をしない」。水藤氏は「個別化され、絶対的正義や社会統制を過度に強調するような上から目線に立たない支援が必要」と述べました。次に「司法による処遇と福祉による支援

を連続させるためには、何が必要か」の質問に対して、加藤氏から「ここまでが司法、ここからが福祉という線引き支援ではなく、入口から出口まで情報を共有した一連の流れが必要」、森久氏からは「各領域がその目的として、犯罪も含め社会生活を営む上で

の困難をどう克服すべきか、という視点を共有しそれに向けた支援の一貫性を現実的に担保すること」、水藤氏は「矯正施設での生活が一般社会との生活と乖離しているので司法による処遇が釈放後の生活にできる限り近い状態での処遇が必要である」と述べました。最後に水藤氏から「福祉はどう応えてきたか、そしてこれからどこへ向かうべきかということについては、当事者とどう向き合うのが福祉の役割にあり、その視点から司法に問いかけていく」とまとめました。他にも質問がありましたが紙面の都合上、割愛させていただきます。

2日目は「福祉支援の実践と今後の展望」～支援のネットワーク構築をめざして～と題したシンポジウムが行われました。

初めに昨年のぞみの園で行った「矯正施設退所者の福祉サービスの利用にかかる調査研究結果」としての話題提供では、平成22年度と26年度の受け入れ相談、利用実績など

を比較すると、矯正施設退所者への福祉の支援を行う場合は、必ずしも障害福祉サービスに直接つながるわけではないことや、また逮捕直後や裁判などの比較的早い段階で福祉関係者が関わるようになってきたことなどがわかってきたと報告がありました。

続いてそれぞれの立場から地域での生活における支援について報告されました。千葉県地域生活定着支援センター所長の岸恵子氏、トレーニングセンターあいりん所長の宇野光央氏、当法人の小林隆裕社会生活支援課課長、コメンテーターとして厚生労働省社会・援護局総務課課長補佐の梶川一成氏、コーディネーターは、飛山の里福祉会（前栃木県地域生活定着支援センター所長）の関口清美氏が務めました。

岸氏は「地域生活定着支援センターの取り組み」として、

コーディネート、フォローアップ、相談支援、啓発活動、その他必要な支援業務の説明と役割、また司法と福祉の連携の取り組みとして、司法福祉千葉モデル勉強会を立ち上げて事例検討、情報交換、事例集作成を行っている



がありました。

宇野氏はこれまで取り組んできた「社会内訓練事業」について、「犯罪行為に至った高齢者・障害者にとって、矯正施設に入所する前の段階で福祉による支援を行うことにより、人生の質を高めることができる。そしてその結果として、再犯の抑制につながる」と報告されました。

また「社会内訓練は、反省や償い（司法）と、生き直し（福祉）」という両方の視点が必要であることから、福祉・行政・司法の関係機関によるチーム支援が必要である。また課題として、有期限を厳守とし、期限のない刑務所にはいけない。普通の暮らしを生かす支援が必要である」と話されました。小林社会生活支援課長からは「福祉支援の実践と今後の展望～支援のネットワークの構築をめざして」として、のぞみの園での矯正施設退所者に対する取り組み、自活訓練ホームでの取り組みや地域生活定着支援センターや行政などから入所依頼・支援方法相談、入所型施設の役割と意義についての話

がありました。

またコメンテーターの梶川氏より「関係機関とのネットワーク作り、司法と福祉との役割と連携についてどう考えるか。また一つの法人で抱えることは大変なのでネットワークでの連携が必要である。司法は本人に関しての犯罪行為などのマイナス情報しか公開しない、それに対して福祉はストレングスの視点を重視しているので相互理解が必要である」と話がありました。

会場からの質問では「矯正施設出所者が手帳を所持していないので福祉サービスにつなげるための支援方法」、「施設内での生活で罪を犯した障害者と犯していない障害者を一緒に支援することは望ましいのか」「多機関連携について」「キーパーソンについて」など困っていることや、心配されることなどが中心に話されてそれぞれの登壇者より考え方が示されました。

最後にコーディネーターの関口氏が「シンポジストからのたくさんの考え方やヒントを受け止めてもらいたい」とまとめました。

閉会挨拶として当法人の中川英男理事より、「このセミナーが7回目を迎えるにあたり、もう1回、鼎談を行いたいと企画をしました。シンポジウムではそれぞれの実践の場でリーダーとして活躍されているみなさんのお話でした。この事業に携わっている方はまだまだ少数ですが、熱心に取り組んでいる方が全国にいます。これからは地域でのネットワーク化と共に全国の実践者によるネットワーク化も図りたいと思っております。去年12月に当法人が主催した双方向研修は現場でのネットワーク作りも含めて話し合う研修会でした。27年度も大阪、東京で開催したいと思っております。ぜひ、ご参加ください」と挨拶が行われ、2日間の日程を終了しました。

このテーマでのセミナーの開催は今回の7回目で終了となりますが、当法人においても引き続きこの事業に取り組んでまいりますので、関係省庁および各方面の方々のご協力の程よろしくお願い申し上げます。また、今回のご講演や実践報告などをお願いした皆様にはご多忙のところ快く引き受けていただき、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

あきらめない支援

行動問題をかかえる利用者に対する入所施設における実践事例集

- 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- 興味のあるゴミを見つけると車が通っていても拾いに行こうとしてしまう
- 調味料や洗剤を飲み干してしまう

このような行動が頻繁に見られる利用者、
快適な生活を保障するためには……

数年にわたる取り組みの中での驚き・喜び・成果が生まれない焦りなど、多くの物語をたくさん詰めた1冊となっております。快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいることを、私たちは信じています。

目次

実践事例に登場する6人のエピソード
実践のポイント1：4つの基本戦略
事例1：ちょっとしたことがきっかけでパニックになるAさん
実践のポイント2：余暇と自立課題
事例2：毛布とお風呂が大好きなBさん
実践のポイント3：意味ある活動とスケジュール

事例3：ちょっとした時間にいろんなものを口にするCさん
実践のポイント4：継続的なアセスメント
事例4：楽しいおしゃべりが止められないDさん
実践のポイント5：職員のチームプレイとその背景
事例5：水分補給に強いこだわりをもつEさん
事例6：扉を強く蹴って職員に意思表示しようとするFさん



A4サイズ、カラー版、67頁
 価格 **1,000円**（送料・消費税込み）

利用者の変化に合わせた支援の調整 —支援変更のきっかけから情報の共有に焦点をあてて—

生活支援部生活支援課かわせみ寮生活支援員 岡田 裕司

1・はじめに

利用者支援において、日常の支援の中では利用者の変化や新たな問題が発生することがあり、それに応じて的確に支援の方法を変更・調整していくことが求められます。そうした変更を職員同士がしっかりと情報共有しながら支援にあたるのが重要となっています。

本研究では、①利用者の変化に合わせてどのように支援を変更したらよいか、②変更した支援の情報をどのように職員同士で正確に共有できるのか、という2点について探ることを目的としました。また、本研究のメンバー5人は全員が施設入所支援の生活支援員であることから、実践に活かすべく、今回は特に施設入所支援に焦点を当て、その方法を探っていくこととしました。

本研究の方法は、①法人内外の事業所へのインタビュー調査の実施を行い、その結果を踏まえて②のぞみの園における実践事例を振り返ることとしました。

2・インタビュー調査の実施

インタビュー調査は施設入所支援など6種の事業について、のぞみの園が運営する事業所4か所、他法人が運営する事業所4か所を対象としました。（表1）またインタビュー調査の内容については表2のとおりとなっています。

表1

「のぞみの園」の事業所（4か所）	生活介護、就労移行支援・就労継続支援B型、グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービス
他法人の事業所（4か所）	生活介護、就労移行支援・就労継続支援B型、福祉型障害児入所施設、施設入所支援

表2

- ①支援の変更はどのようなきっかけや手順で行われますか。
- ②変更内容をどのように他の職員（保護者、他機関）へ伝えますか。
- ③日誌以外に職員間（保護者、他機関等との間）で情報共有をするためのツールは使用されていますか。
- ④職員間（保護者、他機関との間）の情報共有に関して課題はありますか。
- ⑤現在、使用している情報共有の方法以外で、業務の中で取り入れたいと思う情報共有の方法などがありますか。

インタビューを行った8つの事業所を通所のサービスを行う事業所（生活介護、就労移行支援・就労継続支援B型）と入所のサービスを行う事業所（施設入所支援、グループホーム、福祉型障害児入所施設）に分けました。そしてインタビュー調査の結果から、入所のサービスを提供している事業所においては職員の気付きや利用者の変化が支援変更のきっかけになっているのに対して、通所のサービスを提供している事業所では、利用者本人や家族からの要望が支援変更の大きなきっかけとなっていました。

また、入所のサービスを提供している事業所の場合、変則勤務により職員が一斉に会議などに参加できないため、会議録や掲示物が情報共有の重要なツールになっていました。一方通所のサービスを提供している事業所では毎日のミーティングが支援変更と情報共有の役割を果たしていました。

3・「のぞみの園」施設入所支援の課題と事例の検討

インタビュー調査を整理した結果、「のぞみの園」の施設入所支援の課題として2点が明確になりました。1つ目の課題は、職員の気付きを必ずしもうまく職員間で共有できていないという課題です。2つ目の課題は、支援の変更などの情報を共有できるよう様々な工夫をしている結果、かえって情報が分散してしまい、情報がうまく伝わっていない状況にあるということです。

そこで、具体的に①「何でもありノート」を活用し、職員の気付きの共有化の取り組みと②「ホワイトボード」を活用し、支援変更の情報共有について取り組んでいる2つの実践事例を検討しました。

1) 事例1：職員の気付きの共有化の取り組み (A寮におけるBさんへの取り組み)

①Bさんの概要

年 齢	70 代	障害支援区分	6
性 別	男 性	身体状況	人工肛門、高血圧、ADLはほぼ問題なし

のぞみの園に40年間入所。20代後半から50歳ごろまで畑作業。

60代は室内作業を行っていたが、現在は寮内で過ごす時間が多くなっている。

②問題の概要

食事中に自分の食事が終わると他の利用者の食器を片付ける、他の利用者の物を食べる、食事が終わる前に食堂の掃除を始めるといった行為が毎食時に見られたため、最後に食堂に誘導していた。しかし、Bさんは食事時間になると、真っ先に食堂に入ろうとする姿が見られた。

③Bさんへの支援の展開

気 付 き	- 自分が食べ終わると食事中の他利用者の食器を片付ける、他の利用者の物を食べてしまう、食事が終わる前に食堂の掃除を始めるといった行為がみられたため、食堂に最後に誘導していたが、本人は真っ先に食堂に入ろうとする。 - 本人の状況を見て、何か他に支援の方法がないか職員が気付く。
支 援 変 更 の 決 定	- 気付いた職員が「何でもありノート」(写真1)に状況を記入し、職員間で気付きを共有する。 - 寮長、副寮長に相談する。 「寮会議」にて、どのように対応するか話し合う。
情 報 共 有 の 方 法	- 日誌の連絡事項欄に支援変更の内容について記載する。 「寮会議」の議事録を全職員に回覧する(確認後のサイン欄あり)。 - 口頭による引継ぎを行う。 「何でもありノート」に支援変更の内容について記載する。
その後の様子	最初に食堂に入ってもらうことで、待つストレスなどもなくなり、ゆっくり落ち着いて食事が出来るようになった。食後はすぐに職員と一緒に食器を片付け、歯磨き、トイレ誘導することで他の利用者の食器を片付けてしまったり、他の利用者の物を食べることもなくなった。

この事例は、一人の職員の気付きを「何でもありノート」に書き込むことで、その気付きを多くの職員が共有化し、職員間で話し合い支援内容について検討したものです。このノートの効用としては、職員間でコミュニケーションが取れ、良いチームワークが生まれる、会議などで発言が苦手の職員が活用することで自分の意見を伝えやすいという点です。また、それぞれの職員がどのようなことを考えて業務にあたっているのか分かるようになったことです。

写真1



事例2：支援変更の情報共有の取り組み (C寮におけるDさんへの取り組み)

①Dさんの概要

年 齢	40 代	障害支援区分	6
性 別	男 性	障害特性	自閉症 行動障害あり

のぞみの園に20年間入所。過去に水分補給に対し強いこだわりを持ち、医師より尿崩症・ナトリウム不足の診断を受け水分制限がある。興奮時には、ニヤニヤ笑う、大声で叫ぶ、ジャンプする行動がある。

②問題の概要

日中活動場面において、作業意欲の維持・向上のため、トークンを使用している。シールノートを使い作業に参加し、作業終了時にシールを1枚貼っている。シールが10枚貯まると報酬として、法人内食堂にて「うどん」を食べてその後「缶コーヒー」を飲む。問題点としてトークンが貯まってもすぐには法人内食堂に行けず、それにより、本人はいつ行けるのか見通しが持てず、何度も職員に確認して不安定になってしまふ。また、本人の本当の楽しみは「うどん」ではなく「缶コーヒー」となっている。

③Dさんへの支援の展開

気 付 き	・日中活動場面に於いて、使用しているシールノートのシールが貯まるまで残り1～2枚になると落ち着いて作業が出来なくなる。 ・シールが溜まっても、職員状況等によりすぐに法人内食堂に行けず、本人に「いつ行けるのか」という不安が生じ、職員に何度も確認することで興奮状態になる。 ・その状況を担当職員が日誌に記載する。
支 援 変 更 の 決 定	・空き時間を有効に使い、職員同士で相談や話し合いを行う。 ・担当の職員が支援の方向性や考えをまとめ、「お知らせ・提案」という形で資料を「ホワイトボード」（写真2）に掲示し、そこに他の職員が意見などを書き込む。 ・支援会議を実施して、具体的な支援方法等を話し合い支援の決定を行う。
情 報 共 有 の 方 法	・担当の職員が会議録を作成し掲示する（確認後のサイン欄あり）。 ・担当の職員が職員室内の「ホワイトボード」へ支援の変更の「お知らせ」（具体的な支援方法の説明や支援のねらい、目的などを明確に記載したもの）を掲示する。
その後の様子	・報酬を「缶コーヒー」のみに変更し、また報酬を渡すタイミングの見直しを行った。シールが貯まり、その場ですぐに「缶コーヒー」が飲める環境を用意したことにより、見通しが持てるようになり興奮することがなくなった。

写真2



この事例は、担当職員による気付きと職員同士の話し合いを経て支援会議を開催し、報酬とトークンシステムの見直し

変更を行ったものです。支援変更のきっかけは、職員室に設置してある「ホワイトボード」を活用し、支援変更の提案やお知らせを掲示して周知徹底を図ったものです。

「ホワイトボード」の活用は、情報を一か所に集めることでスムーズな情報共有を行うことができ、職員間で統一した支援を行いやすく、支援の確認を素早く行うことができるという点でした。ただし、常に書類が追加されるため整理整頓の難しい点があり、さらなる工夫や改善の余地があり、職員室の構造化という課題も見えてきました。

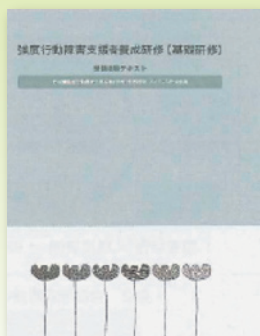
4. まとめ

今回インタビュー調査と事例の検討を行った結果、それぞれの事業所でさまざまなツールを使用し、工夫して利用者の変化に対応した支援の変更、支援の変更に対する情報の共有化を行っていることと同時に全ての事業所で支援変更と支援変更に対する情報に課題を抱えていることも分かりました。なかでも利用者の支援を変更するにあたり、一番重要なことは「職員の気付き」ということとその気付きを他の職員と共有することができなければ無駄になってしまうということから、事例の「何でもありノート」を使用しての気付きの共有化や「ホワイトボード」での情報の共有の方法は有効だったと思われます。

今後も職員の気付きの共有化や支援変更の情報共有はより大切になってきます。さらなるシンプルで分かりやすい方法を模索していきたいと思います。また、利用者の小さな変化を見逃すことのないよう高い意識をもって、毎日の支援に取り組みたいと思います。

NEW

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト



A4サイズ、カラー版、189頁
価格 1,200円（送料・消費税込み）

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） プログラム作成委員（編著）

平成25年度より、強度行動障害支援者養成研修がスタートしました。強度行動障害支援者養成研修とは、自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して、様々な障害福祉サービス事業所において適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的とした研修会です。

本書は、強度行動障害支援者養成研修のいわゆる入門段階の「基礎研修」用のテキストです。そのみの園主催の指導者研修（国研修）においてもこのテキストをベースに研修を行います（テキスト費用は受講者実費負担）。

目次

はじめに
 【演習】情報収集とチームプレイの基本
 【講義】強度行動障害とは
 【講義】強度行動障害と医療
 【演習】強度行動障害とコミュニケーション
 【演習】行動の背景と捉え方
 【講義】構造化の基礎
 【講義】支援の手配書・記録・手順の変更
 【実践報告】強度行動障害への支援の実例
 【講義】強度行動障害と虐待防止
 【講義】強度行動障害と制度
 研修のまとめ
 資料

Column

ゆうあいフェスティバルに参加して

生活支援部活動支援課日中支援Ⅰ係主査 伊豆山暢子

〇はじめに

1月19日、20日、21日の3日間、群馬県庁県民ホールにおいて、第45回「ぐんま知的障害者施設・事業所ゆうあいフェスティバル」が開催されました。障害者支援施設・障害福祉サービス事業所の活動や知的障害に対する理解を深めていただくこと、知的障害者の社会参加の促進を目的として毎年開催されています。

会場では県内各施設、各事業所の活動状況がパネルで紹介されるとともに、各施設で製作されたパン、菓子、木工品、手工芸品、陶芸品、農作物などの販売が行われました。

当法人からは活動支援課の日中活動で製作した織バック、織ポーチ、染めハンカチ、平織りマットなどの手工芸品、花器、ランプシェード、皿、カップ、ストラップなどの陶芸品、



また、多機能型事業所「らかん」から「ほっぺ♡こっぺ」の酒まんじゅうの販売を行いました。施設・事業所の利用者、県庁職員、地域の方が次々来場され、混雑時はすれ違いが難しいほどの賑わいとなりました。

今年初めて販売した「ほっぺ♡こっぺ」の酒まんじゅうは、連日行列ができ、早い時間に売り切れるほどの大盛況でした。手工芸品、陶芸品においても「毎年楽しみにしています。」「以前のぞみの園で購入したものを気に入って使っています。」など温かい言葉をかけていただきました。1つの製品が販売できるまでには、工程の場面で多くの人の関わりと日々の利用者、職員の取り組みがあります。

〇「らかん」の取り組み

高崎市の羅漢町に多機能型事業所「らかん」が開所され10か月が経過しました。1階の店舗「ほっぺ♡こっぺ」も酒まんじゅうの製造、販売を開始し同期間が過ぎました。これまでもニュースレターをとおして、主力商品の酒まんじゅうに関してお伝えをしてきました。酒まんじゅうを作ることは日々試行錯誤の連続でしたが、徐々に定着し販売個数も伸びてきています。当初、一部分の製造工程を担っていた利用者也、現在では計量から成型まですべての工程をマスターし、関わることができるようになりました。反面、この10か月の間には、長時間の立ち仕事や、製造の失敗を重ねることで、お金を稼ぐ厳しさを知る場面もたくさんありました。

今回のゆうあいフェスティバルのように、市役所などで行われる催しや地域の老人ホームのバザーなどで販売する機会も増え、お客さまの幅も広がりを見せています。「美味しい」という言葉や、販売個数が自信や意欲に繋がって作る喜びと真剣に取り組む様子が表情から窺えます。

〇活動支援課における日中活動の取り組み

遡ること、障害者総合支援法が施行される以前から当法人では日中活動の充実が図られてきた経緯があります。利用者一人ひとりの要望に応え、多くの作業種を提供し製作（生産）的な創作活動が行われていた時期もありましたが、組織、体制を変えながら、現在では、入所利用者の高齢化とともに身体機能の実態を考慮し、より一人ひとりの特性の理解と要望に添った活動の内容を提供し、創作活動や趣味的活動を行う手工芸班、陶芸班、農園班と企業からの委託を受けて作業を行うホッチキス班、タオル畳班の5班から成り立っています。

ホッチキス班、タオル班は地域で生活されている通所利用者が多く比較的若年齢の方が主に活動を行っています。手工芸班、陶芸班は創作活動に重点を置く中で、販売に繋がる作品は製品として仕上げ、今回のゆうあいフェスティバルを始めとした群馬県知的障害者福祉協会の催し、近隣小学校のバザーや地域公民館の文化祭などに出品しています。手工芸班においては機織りや平織りに織り込む一本一本の色を利用者が決めるなど、独自の作品を製作しています。そして、製品を完成させるためには、地域のボランティアの協力を得ています。陶芸班においては工程の一部を担い、完成した作品は利用者ご自身が普段の生活で使えるような取り組みを行っています。長年通い続けている高齢の利用者が多く、活動の内容を変えながら楽しみの場所として位置づいています。今後は高齢者の方に対しては構造化などを用いて解りやすく活動の内容を伝えるなどの配慮が求められます。一人ひとりの能力や特性にあった支援内容を模索しながら、可能なかぎり参加でき、楽しく意欲に繋がる内容を提供していきます。



〇おわりに

今回のゆうあいフェスティバルに参加し、利用者の製作品や酒まんじゅうの販売をとおして様々な交流がありました。作品、商品を販売する時は、それまでの経緯、製作に関わった利用者の様子をお伝えすることで関心を寄せてくださる方もいました。

直接参加されなかった利用者にも販売会の様子を伝えることで、販売会が身近に感じられ、ものづくりの楽しさと、頑張ろうという意欲が活動の姿勢から伝わってきます。

これからも、地域の催しなど積極的に参加する機会を作り、のぞみの園のサービスを始め、利用者への理解、障害への理解が深まるよう、そして職員はそのパイプ役を果たせるよう努めてまいります。

NEW

「国立のぞみの園紀要第7号」の発行について

平成 25 年度法人が実施した調査研究をまとめた『紀要』第7号を発刊します。知的障害児者を対象とした福祉、医療、心理等様々な領域による調査研究をまとめた一冊です。

価格 700 円（消費税、送料込）

【目次】

I 高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携

- ①市区町村における高齢知的障害者への支援
—福祉サービス利用の課題とその対応に着目して—
- ②障害者支援施設における高齢知的障害者の入所および退所の実態
- ③特別養護老人ホームにおける知的障害者の実態に関する研究 —利用実態及び入退所に関する抽出調査から—
- ④高齢知的障害者の転倒に関する研究
—介入結果から見えた重要な3つのポイント—
- ⑤高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究
—75 歳以上の重度知的障害者の疾病状況から見える長生きする重度知的障害者の特徴—

II 行動障害を有するなど著しく支援が困難な人への支援

- ⑥強度行動障害に係る研究の経過
- ⑦強度行動障害の判定基準における基準点および把握される対象者像の検討
—障害程度区分および障害支援区分の行動関連項目の比較から—
- ⑧重度知的障害者に対する行動障害軽減への取り組み
—排泄物の異食が消失した事例の支援から—

III 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等への支援

- ⑨矯正施設を退所した障害者の地域生活支援体制に関する研究
—相談機関への1年後追跡調査による71事例の分析を通して—
- ⑩矯正施設退所者の経済的基盤に関わる実態と支援について

IV 障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究

- ⑪相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究
—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—

V 発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援

- ⑫特別支援学校高等部における中途退学者の実態と障害福祉サービスとの連携
- ⑬発達障害者の特性に配慮した就労移行支援の過程 —Aさんの事例を通して—

VI その他の分野の研究

- ⑭ショートステイにおける緊急対応に関する研究

50歳からの支援 | 認知症になった知的障害

知的障害があっても身の回りのことは自分でできていました。しかし、50 歳を過ぎた頃からとある変化が…。「そっちは自分のお部屋ではありませんよ」と言われるほど、住み慣れた家で迷う日々。時にはセーターの袖に足を入れてしまうことも。これは単なる老化でしょうか？いいえそれは**認知症**です。

本書は、認知症になった知的障害者の変化や認知症になった知的障害者と関わる中で得た支援員の「気づき」について、8人の事例と共に紹介しています。



B5版・43 頁／カラー両面印刷
700 円（消費税・送料込み）

作成：国立のぞみの園認知症
ケアプロジェクトチーム

INDEX

- ・日本は世界2位の長寿国
- ・日本の知的障害者の寿命も延びている？
- ・知的障害者が年をとると？
- ・知的障害者が認知症？
- ・知的障害のあるなしによって認知症に罹患した場合の違いはあるの？
- ・大切なのは、支援や記録を振り返ること
- ・事例に出てくる8人の戸惑い
- ・知的障害者が認知症に罹患するまでと罹患後の変化
- ・支援のポイント
- ・変化に気づくために大切なこと

施設入所支援を活用した精神科病院の退院の促進に向けた取り組みについて(実態調査)

研究部長 志賀 利一

はじめに

平成 16 年の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」提示により、精神科病院における社会的入院患者数を減らし、地域生活に移行するための様々な施策が行われてきました。最近では「退院・退所の意思が明確でない障害者に対し、早期の地域移行に向けた支援が図られるよう、サービスの柔軟な活用や地域生活を体験する機会を確保する」という基本的な考え方のもと、さらなる制度改正が検討されています。

知的障害者は、精神科病院の入院が長期化しやすいといわれてきました。その理由として、①入院中にグループホームや障害者支援施設の契約が終結し戻るべき居住の場がなくなる、②入院中に状態像が大きく変化してしまい受け入れ環境の予測が困難になる、③意思伝達が難しいがゆえに SST プログラムなどにマッチせず退院支援の対象にならない、④家族が退院に対して拒否的（親の死去などで身元引受人の交代が理由の場合も）など様々です。最近のデータ（精神保健福祉資料：平成 16～24 年）においても、患者が一年後も入院し続けている割合は、知的障害が平均 14.9%、その他の患者が 12.8%です。知的障害者の入院の長期化が裏付けられる数字です。

一方で、精神科病院を退院した障害者が、施設入所支援を利用する事例は決して珍しくありません。施設入所支援を活用した退院促進は、地域移行の範疇に入らないため、その実態について調査されてきませんでした。施設入所は、「治療の場」から「生活の場」の移行であることには間違いありませんし、地域移行に向けてのステップとして活用することも可能です。

本調査の目的は、障害者支援施設を対象に、精神科病院からの退院患者の受け入れ状況とその支援の実態について調査することです。

調査方法

独立行政法人福祉医療機構情報システム（WAM ネット）に登録されている 2582 件の障害者支援施設データを参考に、地域の偏りが無いよう 400 施設を無作為抽出し、平成 26 年 10 月 24 日～11 月 20 日を調査期間として、郵送方式でアンケート調査を実施しました。アンケートの内容は、施設の実態や退院患者の受け入れの実態に関する『調査票 1』と実際に精神科病院を退所し障害者支援施設に入所した障害者の受け入れから支援経過などに関する、障害者毎の個票となる『調査票 2』の二部構成です。

『調査票 1』の回収数は 243、回収率は 60.8%です。『調査票 2』については、64 施設から 147 人の回答が得られました。ただし、147 人のうち、過去 3 年間の範囲を超えて記載したデータを除いた、132 人を分析対象としました。

調査結果

平成 26 年 4 月当初における 243 施設の入所者数は 13145 人で 1 施設平均 54 人（範囲 19～321 人）でした。定員に占める入所者数は 97.5%とほぼ満床状態です。

表 1 は、243 施設の平成 23 年～25 年度にわたる入退所の状況をまとめたものです。障害者支援施設に新規に入所した利用者は 1988 人で、1 施設あたり 1 年間の平均入所者数は 2.7 人でした。その内、精神科病院退院後 1 ヶ月以内に入所したのは総数 131 人、1 施設年間平均 0.18 人でした。ちなみに 131 人の入所者のうち 76%は退院当日の入所です。

表 1・障害者支援施設の入退所の状況

	合計	1 施設 年間平均
入 3 年間の新規入所者数	1,988 人	2.70 人
所 精神科病院退院後に入所	131 人	0.18 人
退 3 年間の退所者数	2,202 人	3.02 人
所 退所後に精神科病院入院	63 人	0.09 人

図 1 は、3 年間で精神科病院から利用者を受け入れた人数別の施設数をまとめたものです。3 年間で受け入れ件数がない施設が 182 施設、全体の 75%に相当します。3 年間で 6 人以上の受け入れを行っている 2 施設は（それぞれ 15 人、19 人の受け入れ）、精神障害者を主な対象とした、退院促進に特化した施設でした。

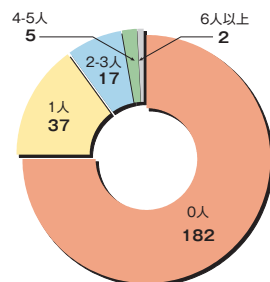


図 1・精神科病院からの受け入れ人数別の状況

自由記述として、退院促進にむけての法人・施設の取り組みについて記載は 48 件あり、そのうち 17 件は積極的な取り組みを実施・検討していると記しています。例えば、「相

談支援事業所などと長期入院者の受け入れについて相談・計画を立てている」、「施設で入院患者の外泊体験を実施している」、「定期的に精神科病院を退院した障害者の短期入所の受け入れを行っている」などです。割合は少ないものの、精神科病院を退院する障害者を計画的に受け入れている障害者支援施設が存在します。

過去3年間の個別事例のデータを集計すると、男性75人（57%）、女性57人（43%）、年齢は13歳から80歳（平均43歳）、障害支援区分の平均4.2（不明5名除く）という結果でした。さらに、障害者手帳の所持状況は表2の通りです。複数の手帳所持者を含めると、知的障害が90人と最も多く、障害者支援施設入所者の68%を占めています。

表2・障害者手帳の所持状況

身体障害	知的障害	精神障害
13人	73人	27人
身体+知的	身体+精神	知的+精神
4人	3人	13人

入所者の紹介先としては、精神科病院が最も多く41人、次いで相談支援事業所31人、市区町村20人、本人・家族など20人、都道府県7人、児童相談所4人の順で、様々な紹介経路があることがわかります。

図2は、障害者支援施設へ入所する直近の入院期間を障害種別にまとめたものです。入院期間が把握できている範囲においては、1年未満（6月未満含む）が合計49人と約半数を占めています。一方で、10年以上が12人と、長期の社会的入院から「生活の場」への移行として施設入所支援が活用されている事例があることがわかります。また、入院期間が不明・無回答が33人おり、この中に長期の入院経験者が含まれると推測できます。そして、この不明・無回答を含め、知的障害者の長期の社会的入院の受け皿として、障害者支援施設が一定の役割を果たしています。

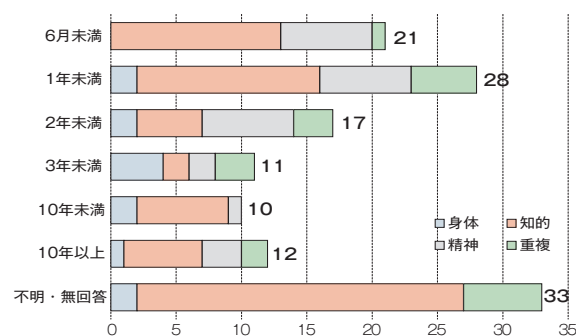


図2・直近の入院期間（障害種別）

知的障害90人の療育手帳上の判定は、重度・最重度49人、中度・軽度38人、不明3人という結果でした。

ポイント

- 障害者支援施設では一部ではあるが精神科病院を退院する障害者の受け入れを積極的に行っています（3年間で複数の受け入れ施設は全体の10%）。
- 障害者支援施設では、長期の社会的入院の患者の一定の受け皿になっています。
- 受け入れ障害者の3人に2人以上は知的障害であり、入所年令を加味すると、手帳を所持していない知的障害者も多いと推測できます。
- 一方で、障害者支援施設の入所事例に、重複障害のない精神障害が一定数存在しており（20%）、3障害別け隔てのないサービス提供の浸透がうかがわれます。
- 65歳以上の入所が10人います。長期入院の患者の退院促進に際して、本人・関係者の意向から障害福祉サービスの受給が行われている事例があることがわかります。

この調査は、社会福祉法人豊心会が行った平成26年度障害者総合福祉推進事業『訪問による自立訓練（生活訓練）を活用した地域生活支援の在り方及び有期限の施設入所支援を活用した退院支援に関する研究』の分担研究として実施したものです。

重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針を作成しました！

重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針



価格 1,000 円

（送料・消費税込み）

◆A4判 ◆108頁

地域移行を推進するための職員ハンドブック

国立のそみの園における地域移行の実践を通して得られた基本的な考え方や留意すべき事項、効果的な方策などをわかりやすくまとめました。

【職員全体の意思統一】【利用者への働きかけ】【保護者への働きかけ】【自治体へのアプローチ】などの最初の取り組み手法や【具体的なプロセス】【移行後のフォローアップの在り方】などを具体的に知り、さらに、のそみの園が取り組んできた104例の具体事例を基にQ&Aも掲載しております。

これから、地域移行を実行される方々の参考指標となれば幸いです。ぜひ、この機会にご購入をお勧めします。

目次（抜粋）

I 指針「地域移行を推進するための体制づくり」

- 1 法人・施設の理念・基本方針の決定
- 2 職員意思統一
- 3 保護者・本人への説明・意向確認
- 4 個別支援計画の作成
- 5 個別支援計画の実践
- 6 移行先の確保
- 7 地域移行に伴う事務手続

8 地域移行後のフォローアップの実施

II 事例集

●資料

- 1 グループホーム・ケアホームの運営について
- 2 利用者の地域移行にあたって「保護者の不安・疑問」に答えするために

相談機関における障害者虐待の 認知状況に関する調査

研究部研究課研究員 五味 洋一

当法人では 2013 年度より厚生労働科学研究費補助金事業「障害者虐待防止と養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」を受け、その一環として障害者相談支援事業所および障害者就業・生活支援センターを対象とした障害者虐待の認知状況に関する調査を行ってきました。これは、自治体の虐待防止センターへの通報に至っていない事例を含めて、地域の相談機関がどのような事例をどの程度把握しているのかを大まかに知ることを目的としたもので、2013 年度と 2014 年度にそれぞれ同じ調査票を用いて調査を実施しています。

本稿では、2 年間の調査結果をもとに、地域の相談機関における虐待（疑いを含む）事例の認知状況の変化について簡単にご報告したいと思います。なお、2013 年調査の結果についてはニュースレター第 39 号（2014 年 1 月 1 日発行）で紹介していますので、興味を持たれた方はそちらもご参照ください。

障害者虐待の認知件数の変化

2014 年調査では、全国の相談支援事業所 2681 ケ所および障害者就業・生活支援センター 323 ケ所を対象に、1 年間（2013 年度）に各事業所で把握した障害者虐待の認知状況を尋ねました。回答のあった 1721 事業所の認知件数を前年度の数字と比べると（表 1）、相談支援事業所では通年の認知件数が 1771 件（2012 年度上半期・下半期合計）から 2073 件に増加しており、1 事業所あたりの認知件数も 0.87 件から 1.36 件へと大きく増加していました。一方、障害者就業・生活支援センターでは、通年の認知件数が 211 件（2012 年度上半期・下半期合計）から 174 件に減少していましたが、1 事業所あたりの認知件数は 0.89 件へと微増しました。

次に虐待認知件数の内訳に目を向けてみましょう（図 1）。年間の認知件数が 0 件の事業所は 2012 年度下半期よりは減少したものの、全体の 60.5% を占めており、依然として高い割合となっています。その反面、認知件数が 3 件以上の事業所の割合は、2012 年度下半期が 8.3% であったのに対して 2013 年度は 14.5% となり、大きく増加しています。

このような変化はどのような背景から生じたのでしょうか

表 1 各相談機関における虐待認知件数

■ 相談支援事業所

	2010 年度	2011 年度	2012年度		2013 年度
			上半期	下半期	
回答事業所数	1,088	1,131	1,254	1,304	1,524
認知件数合計	429	525	641	1,130	2,073
1事業所あたり	0.39	0.46	0.51	0.87	1.36
最 小 - 最 大	0-30	0-32	0-17	0-47	0-62
0件の事業所数	913	909	948	844	929

■ 障害者就業・生活支援センター

	2010 年度	2011 年度	2012年度		2013 年度
			上半期	下半期	
回答事業所数	124	145	155	159	194
認知件数合計	60	87	77	134	174
1事業所あたり	0.48	0.6	0.5	0.84	0.89
最 小 - 最 大	0-5	0-8	0-6	0-8	0-11
0件の事業所数	96	109	114	85	111

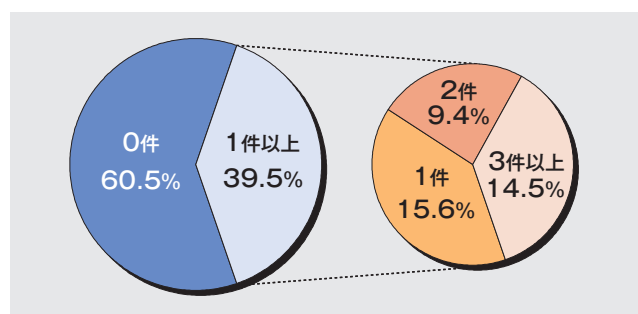


図 1 年間の虐待認知件数の内訳

か。まず、「認知件数の増加」については、障害者虐待防止の仕組みが機能したり啓発が進んだりしたことによって、結果としてこれまでよりも多くの虐待やその芽を把握できるようになったと肯定的に捉えるのが良いのではないのでしょうか。一方、「認知件数が0件」の事業所が6割を超えているという結果からは、事業所間で虐待対応の経験値に差があり、結果的に虐待事案が紹介される事業所が偏っている可能性が考えられます。

虐待事例の内容

地域の相談機関で把握・対応されている障害者虐待の事例にはどのような傾向があるのでしょうか（表2）。全体的には、相談支援事業所では被虐待者が知的障害者である養護者による虐待の割合が最も多く、さまざまな種類の虐待が見られます。一方の障害者就業・生活支援センターでも、被虐待者が知的障害者である養護者虐待を多く把握している点は共通しています。異なるのは、相談支援事業所では相談の半数が関係機関からであるのに対して、障害者就業・生活支援センターでは本人からの相談が半数以上となっている点です。また、設置目的から考えると当然ですが、障害者就業・生活支援センターでは使用者による虐待に関する相談が36.4%と高くなっています。こうした各機関における相談内容の傾向は、2013年調査と概ね同じであると言

表2 2013年度に相談機関で把握した虐待事例

項	内 訳	相談支援事業所		就業・生活支援センター	
		件数	%	件数	%
年 齢	未就学児	112	6.2	2	1.3
	6-18歳	274	15.2	9	5.76
	19-39歳	648	36.1	106	7.12
	40-64歳	681	37.9	39	4.7
	65歳以上	82	4.6	2	1.3
障 害 種 別	身体障害	261	14.3	10	6.5
	知的障害	942	51.6	112	72.3
	精神障害	451	24.7	25	16.1
	発達障害	163	8.9	6	3.9
	その他	68	3.7	4	2.6
相 談 者	本人	522	28.6	78	51.0
	家族	228	12.5	23	15.0
	関係機関	918	50.3	42	27.5
	その他	230	12.6	10	6.5
虐 待 者	養護者	1,285	73.4	77	50.0
	施設等従事者	217	12.4	8	5.2
	使用者	58	3.3	56	36.4
	その他	215	12.3	14	9.1
虐 待 の 種 類	身体的虐待	664	36.1	45	28.3
	ネグレクト	411	22.4	17	10.7
	心理的虐待	464	25.2	46	28.9
	性的虐待	66	3.6	8	5.0
	経済的虐待	385	20.9	52	32.7
	その他	69	3.8	3	1.9

注1：1件の事例に対して複数の回答がある場合、それぞれの内訳に重複して計上されている

注2：構成割合（%）は、各項目の有効認知件数（認知件数－無回答の件数）に対するもの。

注3：赤字は2012年度比で統計的に減少がみられたものを、青字は増加が見られたものを示す。

えそうです。

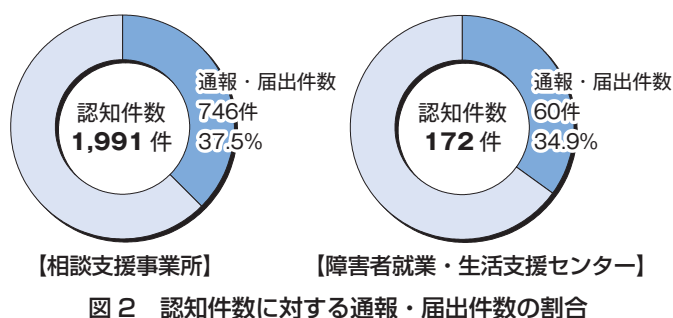
次に、2013年調査と2014年調査の結果を項目別に比べてみると意外な結果が得られました。表2に赤字・下線で示しているように、多くの項目で認知件数に対する割合が減少していたのです（例：虐待の種類では「心理的虐待」「その他の虐待」以外のすべての項目の割合が減少）。これは、2014年調査では2013年調査と比べて「身体的虐待と心理的虐待の両方があった」というような重複回答が減ったことを意味しています。この理由についてはいくつかの解釈ができますが、例えば、「各事業所で虐待対応の経験が蓄積されたことで事例の分類や対応が整理された」と考えることができるでしょう。つまり、この変化も虐待防止の仕組みが浸透したことによるものと言えるかもしれません。

障害者虐待防止法に基づく通報・届出

最後に通報・届出に関する結果に触れておきたいと思います。認知した虐待事例のうち、それぞれの事業所から虐待防止センターに通報・届出をした件数を尋ねたところ、相談支援事業所における1年間の通報・届出件数は計746件で、認知件数に占める割合は37.5%でした（図2）。この結果を2013年調査の結果と比べると、割合は9.7%減少していることとなります（なお、障害者就業・生活支援センターでは5.8%増加しています）。

障害者虐待に関する事例調査（ニュースレター第40号：2014年4月1日発行）では、通報・届出をしない理由として「すでに他の関係機関から通報されている」「虐待の認定が出た後に自治体からの要請で関わり始めた」などがあげられています。つまり、通報・届出件数の割合が減少しているのは、相談支援事業所が通報の義務を果たしていないためではなく、虐待判断後の介入期から関わり始める事業所が増えたためと考えた方が良さそうです。

地域の相談機関がどのようなプロセスで虐待事例に関わっているのか、という点については十分な情報がないのが現状です。今後は事例の分析を通じて、そうした情報についても整理を進めていければと考えています。



こどものメンタルヘルスケアについて ～臨床実践からの所感～

診療部長 有賀 道生

昨年度を振り返りますと、初診予約の電話が途絶えることなく診療所に鳴り響き、こどものメンタルヘルスケアに対するニーズは依然として高いことを痛感した1年でした。ライフステージ別にそれぞれの相談内容や評価、診断、治療の流れをまとめてみます。

乳幼児期において、最も多い相談内容は「ことばの遅れ」です。2歳を過ぎてもことばが出てこない、これは何かおかしいと母親の不安は募り各種相談機関へ足を運びます。「様子をみましょう」、「特に問題はありません」、「ことばが出るのが遅い子もいるから」と説明を受け、より不安に陥ってしまう場合も少なくありません。もしかしたらわが子に障害があるかもしれない……強烈な不安と焦りを抱えながら診療所窓口へ予約の電話を入れることでしょう。

初診時はまず始めにソーシャルワーカーが親より問診を行い、その間に臨床心理士がこどもの様子を観察しています。聴取した問診内容とこどもの行動を筆者が説明を受けた後に、いよいよ本診察が始まります。診察室に入室する際に親子の様子をよく観察するところから診察は始まります。診察室へなかなか入れない子、入室するなり目に付いた対象物へ一目散と駆け寄り触り始める子、母親にピッタリくっつき離れられない子など様々ですが、親はどこか不安の色を隠せない表情であることがほとんどです。子育てにおいて心配な点を丁寧に聞きながら、日常生活を描いていきカルテに記載していきます。初診時では評価が難しいケースも乳幼児期では多く、発達水準評価などの初期評価を臨床心理士に担当してもらい、筆者は母親へ（最近は両親そろって来所されるケースも増えてきました）育児についての心理教育を行っていま

す。日々の育児の大変さを労いつつ、今できることは何かを医学的見地より指し示し、育児不安の緩和に努めています。

乳幼児期の発達において最も重要な点は、安心感の保障です。それには親の精神健康状態が大きく影響し、不安や緊張の高い親のもとではこどもは落ち着かないことがほとんどです。絶対的な安心と安全の保障が、不安を抱えながらも未知なる経験を積み、それが達成感として根付く上での拠り所となるのです。乳幼児期における育児は、例えていうなら新品のパソコンに様々なアプリケーション、それは日常生活を送る上で必要なスキルをインストールしていく大切な作業ともいえるでしょう。発達障害がある場合、生活スキルをインストールするにあたり、複数の内容を一編に行えないことも多く、またインストールする上で時間がかかることも珍しくありません。この時期に親の焦りを背景にした強引なインストール作業が行われると、快適に起動することができなくなってしまいます。これはこどもたちがどのような状態になるのか、具体的には拒絶、興奮など情緒面での諸問題、自傷や他害などの行動面での諸問題として表出されることです。これらの状態は親よりの叱責を生む悪循環となり、その結果「こわい」、「いやだ」などといった感情のファイルが脳内に作成され、何らかの契機でそれらのファイルが自動的に起動してしまうのです。この現象は「フラッシュバック」と呼ばれ、治療対応が必要な症状の1つです。まずはこどもの願いを十分にながめ満足させてあげることが必要であり、その満足度が脳内ハードディスクの容量を大きくする素地となるでしょう。これらのことを親にお伝えしながらこどもたちの発達と成長を見守っています。

場から

次に小学生の相談について、低～中学年では「学習に関する問題」が圧倒的に増えます。小学校へ入学すると、授業が始まり宿題などの提出を課されるようになるなど、生活スタイルが学習を中心としたもの変わっていきます。授業中退屈そうにしている上の子、宿題に手をつけようとせずゲームなどで遊んでばかりいる、宿題をやるように促すと怒り出す、など相談内容は様々ですが、根底にあるのが「やり方がわからない」ということです。勉強そのもののやり方、計画の立て方、などがわからず途方に暮れているといつてもよいかもしれません。学習上の困難を抱える多くのこどもたちは「勉強ができるようになりたい」と願っているにもかかわらず、それがかなえられていない悔しさや憤りを感じているようです。

例えば学習障害（LD）のあるこどもたちは、文字の読み書きが標準的な学習方法では定着しづらいハンディを背負っており、「怠けている」、「努力が足りない」、「やる気の問題だ」などのネガティブな評価に晒される毎日です。どんなに努力をしてもできないにもかかわらず周囲は努力不足だと叱る、どうすればいいのかわからないわけです。注意欠如多動性障害（ADHD）のある子どもたちの場合、宿題に取り掛かれない本人の理由として「やらなければいけないことが他にもたくさんある気がして始められない」「わかっているのに何度も同じことを言われてウンザリ」といったことが多く、自らの言い分はどこへやら……何を話しても取り合ってもらえないなら、話しても無駄と感じているようです。いずれにせよ、話を聞いてもらえない、認めようとしない周囲の大人に対する不信を募らせていることが診察で明らかとなっていきます。よく「親の心、子知らず」とは言いますが、一方で「こどもの心、親知らず」という面も多々あるのでしょう。親の願いとこどもの願いについて、それぞれに通訳する作業が筆者の仕事でもあります。

そして小学生の高学年から中学生になると、相談内容は多岐にわたるようになりますが、対人関係の悩みが急増する時

期です。「周りの友達が自分のことをどう思っているのか気になってしまう」、「変な目で見られているのではないか」など、周囲からの評価に著しく過敏となる時期、まさしく思春期への突入です。特に発達障害のあるこどもたちの多くは、過去にいじめやからかいの対象となり孤立した状況で過ごしてきたことを告白し、対人関係においてより複雑となる思春期は、いわば過酷かつ残酷な時期でもあるのです。周囲からの要求水準が急速に高まるにつれ、その要求に応えるための過剰な労力はあつという間に心身の疲弊をきたしてしまいます。周囲の評価を過敏に捉える緊張が重なりといわゆる「燃料切れ」の状態に容易に陥らせ、それが持続すると不登校という状態像として顕在化します。脳内の空き容量は完全に不足状態であり、新たなことを受け入れる余地が残っていません。枯渇した燃料を十分に補充するとともに、脳内を占拠している未解決問題を少しずつ紐解く作業を行っていくのが思春期臨床の主たる目的であります。

思春期はいわば「養生期間」のようなものであり、社会的自立に向けての準備が始まります。さまざまな選択決定をしなければいけない人生における初めての分岐点でもあり、ここで意思決定の尊重がなされるかどうかで青年期における社会適応の転帰を大きく左右するでしょう。自らが選択決定する際に必要なことは、それぞれの選択におけるメリットとデメリットを挙げておくことです。どの道を選んでも、必ず困難が待ち受けています。それを知った上で吟味し、最終決定を行う過程を見守る姿勢が周囲の大人たちに求められることではないでしょうか。

何かを手に行っている安心感と、何かを手放せばならない不安感という両極の感情で引っ張られる思春期において、簡単に手に入れることができるものは、その程度の価値しか持たないこと、大切にしていた何かを手放すことはさらに大切になるだろう何かを手に入れる余地が生まれること、そのような話を若者たちと繰り広げられる日常臨床を、筆者は幸せに思う今日この頃です。



共に生きる

第29回 あすなろ祭に参加して

生活支援部生活支援課支援調整役 花岡 典子

昨年は大雪のために中止となってしまったあすなろ祭ですが、本年度は無事に開催することができて、ほっといたしました。あすなろ祭は群馬県知的障害者福祉協会、群馬県社会福祉協議会が主催する知的障害児・者の芸能祭です。

のぞみの園の利用者の皆さんは、1年に1度のあすなろ祭への参加をととても楽しみにしておりますので、昨年は中止となり、とても寂しい思いをされました。

あすなろ祭は2月27日、28日の2日間にわたり、前橋市のベイシア文化ホールで行われました。展示部門とステージ部門に分かれており、展示部門には、手工芸、陶芸、絵画や生け花などが出品されました。

活動支援課の手工芸班からは、日々の活動の中で、一つひとつ大切に積み重ねてきたかけがえのない作品となりました。陶芸班からは、手回しの口クロを使って作り上げたランプシェードや花鉢、家族を思い作成したマグカップなど、丹精籠めた逸品が所狭しと並べられました。生活介護事業所の「さんぼみち」からは春を待つ思いを押し花で表現した「春の小経」はさんぼみち参加利用者の共同作品となっています。生活支援部のクラブ活動からは絵画クラブとお花クラブが参加しました。絵画クラブは、毎月1回の活動日を設けて、専門家の先生をお招きして指導を受けています。クレヨン、サインペンなどを用いて、思い思いにキャンパスに描きました。また、お花クラブは月に1度、お花の好きな方が集まり、花を愛でながら香りを楽しみ、オアシスを使用してアレンジメントして活けています。女性のクラブ活動と思いがちですが、男性

の方も参加しています。

ステージ部門では、長年にわたり音楽活動を指導して下さる専門家の先生の下、練習を重ねてきた「あすなろ合唱団」(のぞみの園利用者、ボランティア、職員で構成する合唱団)が素晴らしい歌声を披露しました。昨年、あすなろ祭の中止で発表できなかった題目を大きな舞台上で披露したいという強い思いでの発表となりました。1年という長い時間をかけて練習してきた成果があり、1人ひとりの小さな声が大きな力となり力強い合唱となりました。「勇気メドレー」と題して、「YEEL」「大空と大地の中で」「この広い野原いっぱい」「翼をください」「勇気100%」を先生の指揮に合わせて歌いました。身体を動かしながらリズムを取る方、大きな口を開けて歌う方、ちょっぴり不安そうな方には職員が寄り添い、無事に歌い終わることができました。近年、生活支援部は高齢化に伴い、参加が難しい利用者の方も増えてきましたが、その分、就労支援課の若い利用者の皆さんが参加してくださり、ソロパートを堂々と歌いあげ盛り上げてくれました。皆さんの真剣に取り組む姿に心が熱くなり感動を覚えました。ベイシアホールの舞台上に響き渡る歌声は皆さんの心の中に永遠に刻まれたことでしょう。利用者の皆さん、素晴らしいあすなろ祭ありがとうございました。



Column

第18回 群馬県きのか品評会について

地域支援部就労支援課補佐 新井 邦彦

当法人では、就労継続支援B型事業所「ふあいと」の生産活動として、菌床椎茸栽培を中心とした茸栽培をしています。菌床栽培は、オガ粉を固めて作る菌床作りから、殺菌、接種、培養、発生、収穫、販売と一連の作業を行っています。主な販売先は、スーパーの地場産野菜コーナーで、お客様からは、「肉厚で美味しい」と好評で自慢の椎茸です。この椎茸が、平成27年1月28日、群馬県庁県民ホールにて、群馬県・全国農業協同組合連合会群馬県本部・群馬県きのか振興協議会の主催により、第18回群馬県きのか品評会が開催され、銅賞を獲得することができました。この品評会には、毎年出品しておりますが、なかなか入賞することはできない状態であり、入賞することは「ふあいと」の利用者、職員の目標の一つとなっています。品評会の評価基準は、①品種に合わせた形状②水分量③鮮度④大きさ⑤見た目の美しさの5点を10名の専門家によって評価されます。今回の銅賞はこれらを評価された結果で、銅賞に輝い

た自慢の椎茸を見て「やった！銅賞だよ！」と笑顔が見られました。会場に着くまでは「今年も難しいよね」とあきらめムードでしたが、賞を頂いたことは、今まで行っていた椎茸栽培方法が間違っていないことの証でもあり、利用者、職員の自信へとつながる結果となりました。会場を後にした際には、「来年は金賞がいいね」、「金賞の椎茸は綺麗だったね」などの言葉も聞かれ、来年に向けた椎茸栽培への意気込みを感じさせられました。これからも品質の良い椎茸栽培に向けて、利用者、職員共に力を合わせていきたいと思います。





障害児通所支援センター 「れいんぼ～」の概要



★ 児童発達支援 ★

定員 ▶ 1日10名

サービス提供時間 ▶ 9:30～15:30

○早期療育『きらきら☆』（親子通園）
（9:30～13:30）
月曜日・木曜日
主に2～3歳の子どもと保護者
弁当持参

○療育『にこにこ☆』（単独通園）
（9:30～13:30）
週1グループ：水曜日
週2グループ：火曜日・金曜日
主に3～6歳の子ども
給食あり

○療育『ぴかぴか☆』（単独通園）
（14:00～15:30）
月曜日・木曜日
主に年長の子ども
おやつあり

* 送迎サービスはありません。自主通園をお願いします。

★活動内容★

- ・グループ活動…集団と一緒に活動する楽しさを体験しながら、対人関係や社会のルールを守ることなどを身につけるように支援します。
- ・個別課題…発達に応じた課題を1対1で行います。
- ・運動課題…全身運動を取り入れ、基本的な筋力や身体のコントロールの向上を目指します。
- ・自由遊び…遊びを通して人と触れあう楽しさや様々な感覚を体験できるようにします。
- ・身辺自立…着替え、排泄、給食などの活動を通して、身の回りのことができるように支援します。
- ・行事…季節に合わせたプログラムを行います。
- ・保護者の方を対象に個別面談、懇談会などを実施します。

★放課後等デイサービス★

定員 ▶ 1日10名

サービス提供時間 ▶ 14:00～17:30

対象年齢：小学生～高校生
利用回数は個人の状況に合わせて設定
おやつあり

- * 送迎サービス（行きのみ実施。帰りはお迎えをお願いします。バスルート範囲外の場合には自主通園となります）
- * 長期休暇などによる利用時間の延長はありません。

1日のスケジュール(例)

放課後等デイサービスでは一人一人に合わせたスケジュールを用意して、活動をしています。

時間	スケジュール
1 3:30	おやつ
2 3:45	運動(マラソン)
3 4:15	SDT
4 5:00	個別課題
5 5:15	まとめ
6	
7	
8	

★活動内容★

- ・グループ活動…集団と一緒に活動する楽しさを体験しながら、対人関係や社会のルールを守ることなどを身につけるように支援します。
- ・個別課題…発達に応じた課題を1対1で行います。
- ・自立課題…一人で課題に取り組めるように支援します。
- ・運動課題…全身運動や細かい運動などを取り入れ、不器用さやコントロールなどの改善を目指します。
- ・行事…季節に合わせたプログラムを行います。
- ・保護者の方を対象に個別面談、懇談会などを実施します。



スケジュール



個別課題



自立課題スペース



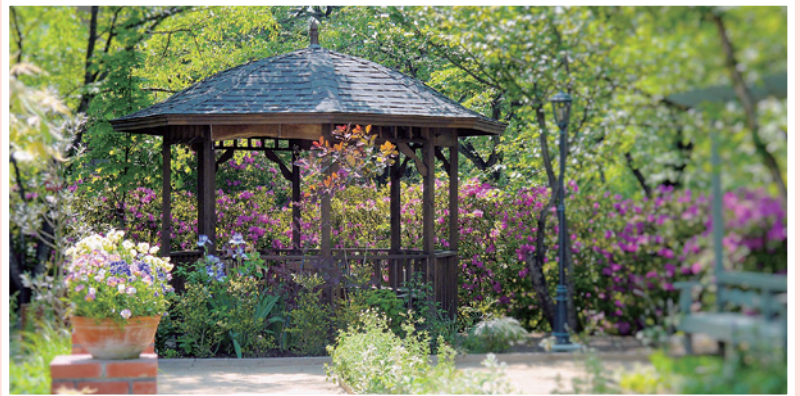
運動室

ふれあい香りガーデンだより

3月下旬～4月、満開の桜に彩られたのぞみの園は、知る人ぞ知る桜の名所です。ふれあい香りガーデンの周りには樹齢 40 年以上の桜の並木があります。咲き誇る桜の下、ニオイスマシ、香りスイセン、ベニバナトキワマンサクなどの香りの花々が咲きはじめます。やわらかな春の陽差しと良い香りに包まれたふれあい香りガーデンは、のぞみの園利用者やそのご家族、地域の皆様、白衣観音を訪れる観光客など多くの方々にご来園いただいています。障害のある人もない人もふれあい交流する憩いのガーデンです。



満開の桜に包まれたふれあい香りガーデン



紅紫色のツツジの垣根に囲まれた
ふれあい香りガーデン



ときめきゾーンに植えられたバラ

5月～6月、ふれあい香りガーデンは、うっとりするような甘い香りのツツジの垣根に包まれます。6月に入るとガーデンシェッドの横には、ジャーマンアイリス、ヤマユリ、ヤマアジサイなどの花が開花し、フェイジョアやタイサンボク、クチナシなど、木々の花々も香りをはじめます。待ちわびていたバラの花も開花し、ハーブや宿根草もいっせいに花開きます。好みの香りを探しながらのんびりと過ごしたり、車椅子から香りのハーブに手を伸ばしたり、小鳥の鳴き声に耳を澄ませたり、五感で楽しみ心癒やされるガーデンです。

I

強度行動障害支援技術者養成研修（国研修）

各都道府県の強度行動障害支援者養成研修を企画・運営する指導者養成を目的とした研修です。

1. 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／平成27年7月14日（火）～15日（水）
- ③場 所／国立障害者リハビリテーションセンター学院
- ④定 員／都道府県から2～3名の推薦者
- ⑤お問い合わせ先／各都道府県の障害福祉主管課

2. 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／平成27年7月16日（木）～17日（金）
- ③場 所／国立障害者リハビリテーションセンター学院
- ④定 員／都道府県から2～3名の推薦者
- ⑤募集案内／5月頃を予定しています。
- ⑥お問い合わせ先／各都道府県の障害福祉主管課

II

強度行動障害者支援実践・事例研修会

全国の強度行動障害支援者養成研修の研修内容を充実させるため、各地域の実践報告ならびに研修における事例発表内容について積極的に意見交換ができる場を提供することを目的とした研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／平成27年9月25日（金）
- ③場 所／群馬県社会福祉総合センター
- ④定 員／120人
- ⑤募集案内／平成27年7月頃を予定しています
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のそみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

III

矯正施設等を退所した知的障害者支援研修

1. 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会（中央研修会）

福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援を行うために、その政策・制度、倫理や背景、対象者を理解し、効果的な支援技術を学び、演習を通じて関係機関との連携のあり方を学ぶことを目的とした研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／大阪会場：平成27年9月9日（水）～11日（金）
東京会場：平成27年9月16日（水）～18日（金）
- ③場 所／大阪会場：三宮コンベンションセンター
東京会場：東京品川フロントビル
- ④定 員／大阪会場：70人
東京会場：70人
- ⑤募集案内／7月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のそみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

2. 非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会

矯正施設退所者への福祉支援について、参加者が互いの実践などの情報共有を行うことにより支援実践の深化を図ることを目的とした双方向型の研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／関東地区会場：平成27年12月12日（土）
関西地区会場：平成27年12月19日（土）
- ③場 所／関東地区会場：ヒューリックカンファレンス（浅草橋）
関西地区会場：京都リサーチパーク
- ④定 員／関東地区会場：100人
関西地区会場：100人
- ⑤募集案内／10月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のそみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

IV

国立のそみの園福祉セミナー

1. 発達障害者支援セミナー（仮題）

発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害など）や知的障害に関する諸問題について、最新の知見や現状の課題、今後の展望などの啓発を目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のそみの園
- ②期 日／平成27年9月3日（木）
- ③場 所／高崎シティギャラリー
- ④定 員／300人
- ⑤募集案内／6月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のそみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

2. 高齢者支援セミナー（仮題）

平成 24 年度より厚生労働科学研究として取りまとめた「高齢知的・発達障害者の支援マニュアル作成」の研究成果を中心に、広く高齢期の知的障害者の支援のあり方を考えることを目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成27年11月27日(金)
- ③場 所／高崎市総合保健センター
- ④定 員／ 150 人
- ⑤募集案内／9月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

V

国立のぞみの園医療・福祉セミナー

医療・福祉業務、特に直接支援に携わる援助者の精神保健医療、福祉における最近の動向や知見を啓発し理解を深めてもらうことを目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成27年7月31日(金)
- ③場 所／高崎シティギャラリーコアホール
- ④定 員／ 200 人
- ⑤募集案内／5月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

VI

のぞみの園支援者養成現任研修

国立のぞみの園のフィールドを活用して、支援に従事している支援者の実務研修を受け入れています。

1. 高齢知的障害者支援コース

高齢知的障害者の支援に携わる若手職員等を対象として、認知症及び高齢知的障害者の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成27年4月～平成28年3月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ③募集案内／当法人HPをご覧ください。
- ④申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

2. 行動障害者支援コース

強度行動障害及び自閉症等をもつ知的障害者の支援に携わっている若手職員等を対象として、強度行動障害及び自閉症等の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成27年4月～平成28年3月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ③募集案内／当法人HPをご覧ください。
- ④申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

3. 矯正施設等を退所した知的障害者支援コース

矯正施設を退所した知的障害者の支援について、必要な知識及び技術、連携の在り方などを自活訓練ホームの実践を通じて学ぶことを目的とした実務研修です。

- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ①期 日／平成27年4月～平成28年3月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ③募集案内／当法人HPをご覧ください。
- ④申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

4. 発達障害児支援コース

発達障害児の支援に携わっている若手職員などを対象として、発達障害児の支援に必要な専門知識と技術の習得および関係機関との連携のあり方などを障害児通所支援センターの実践を通して学ぶことを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成27年4月～平成28年3月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ③募集案内／当法人HPをご覧ください。
- ④申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・宮澤）
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

NEWS LETTER 31

ニュースレター

平成27年4月1日発行 第44号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。